

第三十四回
国会
参議院
法務委員會
會議錄
第十一号

昭和三十五年三月三十日(水曜日)午後
零時十一分開会

委員の異動

本日委員津島壽一君辞任につき、その補欠として吉江勝保君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 大川 光三君
理事

委員

大野木秀次郎君	林田 正治君	吉江 勝保君	千葉 信君	赤松 常子君	辻 武壽君	市川 房枝君
---------	--------	--------	-------	--------	-------	--------

事務局側

常任委員
西村 高見君
専門員

今日の會議に付した案件

○裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

○檢察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

○裁判所職員定員法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

○檢察及び裁判の運営に関する調査
(人権擁護に関する件)

○委員長（大川光三君）　ただいまから
法務委員会を開会いたします。

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案及び檢察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案、以上二件を一括して議題に供します。

まず、本日提出されました資料、すなわち「裁判官の平均報酬等について」及び「検事総長、次長検事及び検事長の俸給額表」等について、それぞれ当局より御説明を願います。

○最高裁判所長官代理者（守田直君）
それでは裁判官の平均報酬等につきまして、昨日御提出を命ぜられました資料につきまして、御説明申し上げます。

まず、裁判官の平均報酬単価でござ
います。これは高裁、地裁、家裁の

序別、各判事、判事補、簡裁判事別にここに掲げました。まず高裁が判事で七万六千四百四十九円、地裁七万一千三百二十八円、家裁七万二千六十一円。判事補につきましては、地裁三万四千八百五十七円、家裁三万三千三百二十四円。簡易裁判所判事、これは地裁の項になりますので、地裁の欄に掲げましたが、五万一千七百二十四円となっております。

次に裁判官平均扶養手当、暫定手当額でございますが、高裁では扶養手当が千二百八十二円となりまして、扶養家族が二・四人というふうになります。それから暫定手当が九千二百五十六円。地裁になりますと、扶養手当が千二百五十一円、一・二五人の扶養家族があるという割合になっております。暫定手当が四千四百三十円。次に家裁でございますが、扶養手当が千二百二十四円となります。これは二・七人の扶養家族があるというふうになります。暫定手当が五千八十二円ということになります。

次に裁判官の平均在職年数でございます。これは、ここに掲げました年数は、いずれも判事は判事補になつてからの在職年であります。簡裁は簡裁判事に任命された後の在職年でございます。

まず、判事補は大学を卒業いたしました。そして、司法試験に合格いたしました。二年間司法修習生の期間がございますが、正確にも司法修習生期間を入れるとすれば、判事、判事補につきまし

ては、この数に二年をプラスする必要があろうかと思いますが、この表では、まず判事補の在職年数以降のものが、それから簡裁判事になってからのものを掲げました。判事は平均しますと二十四・二年、判事補の五・六年、簡裁判事は十六・一年でございます。

次に、裁判官学歴別人員でございまして、判事は大学卒九百二十四人、専卒等百七十四人、判事補は大学卒六百二十人、専卒等四十四人、簡易裁判事は大学卒百三十六人、専卒等三百三十八人でございます。なおこれに揭げてませんでしたが、簡易裁判中専卒等とあります、三百三十八人のうち二百四十七人が中卒になっております。それから三表と四表とにおきましては、簡易裁判所判事兼判事及び簡易裁判所判事兼判事補につきましては、それぞれ判事及び判事補の方に掲げてありますので、念のため申し添えます。

○政府委員（津田実君） 本日御提出申し上げました資料につきまして御説明申し上げます。

まず、最初の表は、検事総長、次長、検事、検事長の俸給額でございます。これはそれぞれ人数がきまっておりますので、しかも俸給額が法律で定まっておりますので、これは平均額は出してございません。なお検事総長、次長、検事、検事長、以上は扶養手当がありませんので、家族構成はちょっとわかぬわけですが、大体において二人内外ではないかと考えられます。

第二枚目は、この認証官たる検事長

以上のものを除きました検事及び副検事についての表でございます。そこに官署区分がございますわけですが、最高検察庁十五人、高等検察庁九十八人、地方検察官署——これは地方検察庁並びに区検察庁であります、それが八百五十六人。平均給は、最高検察庁に勤務する検事は七万七千十二円、高等検察庁に勤務する検事は六万九千七百十三円、地方検察庁並びに区検察庁に勤務する検事につきましては五万七千一百一十円、検事全体の平均が五万二千四百七十五円。それから副検事につきましては、これは区検察庁のみに勤務しておるわけでありますが、これは六百八十六人でありまして、平均額が四万一千三百三十一円ということになっております。

それから第三枚目でありますが、これは扶養手当の調べでございますが、やはり同じような分け方になっております。人員も同じになっておりますが、大体におきまして、最高檢察庁におきましては一人平均千二百九十三円、それから高等檢察庁におきましては千四百八十四円、それから地方檢察庁におきましては千三百八十三円でありまして、大休、扶養人員は、最高檢察が二・五人、高檢が三人、地方檢察が並びに區檢察が二・六人ということになっております。それから副檢事につきましては大体平均が二・八人でありまして、額は千四百八十四円ということになります。

それからその次、四枚目であります

それからその次、四枚目であります

が、これは学歴調べでございますが、大体、新旧制大学卒以下をずっと分けしております。なお、検事、副検事につきましては、それぞれ試験に合格したものであります。その分はもちろん掲げてございませぬ。途中で検定試験等を経ておられますが、その分はむろん掲げてございませぬ。最終学歴のみを掲げたわけでございませぬ。

それから、一番最後の大きな表であります。これは検事及び副検事の勤続年数調べでありまして、これは各年次別に人数別にできております。ただ、注にございまして、検事の勤続年数は、その前に裁判官あるいは弁護士の在職した年数を含んでおります。それから副検事につきましては、

検察事務官、裁判所書記官、警察官等の国家公務員の在職年数を含んで計算してございませぬ。これによりまして、検事の平均勤続年数は十四・八年、副検事二十七・四年、こういうことになっております。なお、裁判所から出しになりました表との対比上、ここに一つの数字を恐縮でございませぬが、加えたいのでございませぬが、それは、検事のうちに十年以上勤続者、すなわち判事資格を有する者、つまり裁判官で申せば判事と同じ資格になつておる者、これの勤続年数は二三・三ということになりませぬ。それを平均勤続年数の欄にお書き加えたいければ幸いであります。つまり十年勤続以上の検事の平均勤続年数は二三・三ということになります。昨日申しましたように、若干裁判官より下回るといふことでございませぬが、判事の方は、先ほど裁判所の御説明によりまして、二十四・二年ということになっております。

すので、約〇・九年、検事の勤続年数が少ない。これは検事の定年が六十三年であるというようにことから生じておる差であらうと思われませぬ。

以上がこの表の御説明でございませぬ。なお、法律につきましては、裁判官の報酬等に関する法律、検察官の俸給等に関する法律、特別職の職員の給与に関する法律、それから法務省設置法、法務省組織令の抜粋部分、これをお手元に差し上げてあります。

○委員長(大川光三君) 以上をもつて資料説明は終わりました。資料並びに法律案に対し御質疑のある方は御発言を願います。

○千葉信君 最高裁にも法務省にも同じことが言えると思うのですが、平均報酬額というか、普通いわれる平均給与額を必要だと私が考えたことは、たとえば、きのうの委員会でも問題になりましたが、裁判官の優位性の問題、御答弁によりまして、最初の出発点においては大體四割方高い水準で俸給額が定められておる。いろいろの経過もあつたのでございませぬ。現在のところは、かなり不利な取り扱いになつておる。こういう点と、やはり国会としても十分の程度の水準にすれば適正かどうかという問題とか、あるいはまたそれをやるにはどういう方法が解決の方法として考えられなければならぬかという、そういう問題も含めて検討する必要があるのです。従つてそういう角度からいいますと、私の言葉が足りなかつたかもしれませぬけれども、平均俸給額を必要とした理由は、たとえは通例民間でもあるいは国家公務員の場合でも、その比較の対象になつておるものに平均俸給額というものがあつた。あるいは平均給与額といふものがあります。これは国家公務員、一般職の職員等の場合には、大體現在二万四千四百円ぐらいが現在の平均俸給額です。その一般職の職員との比較という問題は直ちに俸給額だけで比較はできない。これはおわかりの通り、それだけの職種も違い、構成する職員の内容も違ひます。年令も違ひ、勤続年数も違ひます。そういう関係があるから、簡単に数字を比較することができなから、従つてそのためには判事の裁判官の場合、あるいは検事の場合等においても、その勤続年数であるとか、学歴であるとか、いろいろな要素が比較の対象として考慮されなければならぬことになる。そういう角度からまじめにその比較検討をするために必要だと考へて、私は実はその平均俸給額ないしは平均報酬額というものは、たとえば最高裁における一般の職員を除いた裁判官、それから秘書官の総体の平均額、判事だけの俸給額とか、あるいは簡裁の判事だけの平均俸給額と比べて、全体の平均俸給額は一体幾らなく、全体の平均俸給額は一体幾らなく、これは事情もあつて比較にはならないと思ひます。それからその職種だけでは比較にならない。そういう角度から検事の場合にも同様の考へで、私のきのう要求した資料というものは、そういう考への上に立つての平均俸給額、全体を含んだ平均俸給額、最高裁の場合にはこの法律の対象になつておる職種の平均俸給額、それから法務省の場合では検事全体の平均俸給額は一体幾らになつておるか、それぞれ検事総長を除いた全体の平均俸給額といふものが、俸給を決定する場合の、審議する場合の比較検討の対象になつておるから、まあ実はそういう資料がほしかったわけですね。しかし、まあおそろく、出てきたこの資料を見ますと、今ここで計算し直すといふことも簡単にできなから、どうも、私はやむを得ずこの資料を基礎にして午後から質問に入りたいと思ひますが、これはほんとうは比較の対象にならなから、一般職の職員との比較もできない。まあしかし、今あらためてそれをここでどうしようといふことになる、また事がめんどうになる、委員長もだいふ急いでおられる御様子だから、何かまたその点について、特に私が議事引き延ばしでもはからうとするのではないかと、この資料を基礎にして午後から質問に入りますから、この点は私としては、ほんとうはほしい資料をいただけなかつたといふことだけ申し上げておきます。そういう事情ですから……

○最高裁判所長官代理者(守田直君) 一般職との比較というやうな資料をといてお話をございませぬが、昨日求められたのがこの資料でございませぬ。ただ念のために調べてきたものを御参考までに報告しまして、審議の参考に供したいと思ひます。

第三の裁判官平均在職年数の点、これはただいま申し上げましたように、判事、判事補は、いずれも司法修習生の期間二年をプラスして考へるべきものでありまして、判事は二六・二年、判事補は七・六年といふのが在職期間に算入するべきものだと思ひます。それの判事の全体の平均報酬は七万二千五百九十九円となります。そのうち一二%

の調整を、管理職手当を受けている者は、八万七千六百円、本年度の予算で一八%のものがございませぬが、もしこのうち一八%の調整を受けるものとすれば八万五千二百九十九円となります。それから判事補の方は、これは平均しますと三万三千三百二十四円ということに比較いたしますと、判事の方は次官クラスに当たります。一等五号がいわゆる次官でございませぬが、七万四千円といふのが次官の平均俸給になるように考へられます。これに皆二五%の調整がついておられますので、二五%の調整をいたしますと、八万八千十三円ということになります。調整額がつくことによつて、判事の報酬の方が手取りが少なくなつていくといふことがわかるわけでございます。次に判事補に相当するところは、これは本省の係長クラスでございませぬ。五等二号、一万七千三百四十円ということになります。超勤手当の点を考えますと、大體二万四千二百五十円程度であらうと思われませぬ。そうしますと、判事補につきましては、優位を保つておるといふことが言えると思ひます。参考までに申し上げておきます。

なお判事の平均年令を申し上げますと、四十八・五才、判事補は三十三・三才、簡裁判事は六十才ということになつております。

○委員長(大川光三君) 他に御発言もなければ、午前中の審議はこの程度にとどめ、午後一時二十分まで休憩いたします。

午後零時三十六分休憩
午後一時三十八分開会

議する場合の比較検討の対象になつておるから、まあ実はそういう資料がほしかったわけですね。しかし、まあおそろく、出てきたこの資料を見ますと、今ここで計算し直すといふことも簡単にできなから、どうも、私はやむを得ずこの資料を基礎にして午後から質問に入りたいと思ひますが、これはほんとうは比較の対象にならなから、一般職の職員との比較もできない。まあしかし、今あらためてそれをここでどうしようといふことになる、また事がめんどうになる、委員長もだいふ急いでおられる御様子だから、何かまたその点について、特に私が議事引き延ばしでもはからうとするのではないかと、この資料を基礎にして午後から質問に入りますから、この点は私としては、ほんとうはほしい資料をいただけなかつたといふことだけ申し上げておきます。そういう事情ですから……

○最高裁判所長官代理者(守田直君) 一般職との比較というやうな資料をといてお話をございませぬが、昨日求められたのがこの資料でございませぬ。ただ念のために調べてきたものを御参考までに報告しまして、審議の参考に供したいと思ひます。

第三の裁判官平均在職年数の点、これはただいま申し上げましたように、判事、判事補は、いずれも司法修習生の期間二年をプラスして考へるべきものでありまして、判事は二六・二年、判事補は七・六年といふのが在職期間に算入するべきものだと思ひます。それの判事の全体の平均報酬は七万二千五百九十九円となります。そのうち一二%

の調整を、管理職手当を受けている者は、八万七千六百円、本年度の予算で一八%のものがございませぬが、もしこのうち一八%の調整を受けるものとすれば八万五千二百九十九円となります。それから判事補の方は、これは平均しますと三万三千三百二十四円ということに比較いたしますと、判事の方は次官クラスに当たります。一等五号がいわゆる次官でございませぬが、七万四千円といふのが次官の平均俸給になるように考へられます。これに皆二五%の調整がついておられますので、二五%の調整をいたしますと、八万八千十三円ということになります。調整額がつくことによつて、判事の報酬の方が手取りが少なくなつていくといふことがわかるわけでございます。次に判事補に相当するところは、これは本省の係長クラスでございませぬ。五等二号、一万七千三百四十円ということになります。超勤手当の点を考えますと、大體二万四千二百五十円程度であらうと思われませぬ。そうしますと、判事補につきましては、優位を保つておるといふことが言えると思ひます。参考までに申し上げておきます。

なお判事の平均年令を申し上げますと、四十八・五才、判事補は三十三・三才、簡裁判事は六十才ということになつております。

○委員長(大川光三君) 他に御発言もなければ、午前中の審議はこの程度にとどめ、午後一時二十分まで休憩いたします。

○委員長(大川光三君) これより委員会を再開いたします。休憩前に引き続き質疑を行ないます。

御質疑のある方は御発言を願います。

○高田なほ子君 昨日大臣に對しまして、裁判官優位の原則について政府の所信をただしただけです。その所信の概要は、私確するところによると、憲法の七十九條、八十條の精神をそのまま尊重されている、裁判官優位の原則は當然これは認めるべきものである、こういうような御答弁をいただいて終わっておると思うわけです。その次に私質問いたしましたことは、政府の裁判官優位の原則を認められるというお考えはわかるけれども現行の裁判官報酬法の二條の二、それから九條、十條、こういうようなものからいいますと、一般公務員の例に準ずるといふような項目もあつて、必ずしも裁判官優位の原則というものが保たれない仕組になつてゐるのではないかと。従つてむしろ憲法の七十九條、八十條の意思を引いて明文化される必要があるのではないかと。その途中で大御退席になりましたので、そういう質問に對して大臣の御答弁をお願いしたいと思います。いかがでございますか。

○國務大臣(井野碩哉君) 裁判官の待遇につきましては昨日お答え申し上げました通り、憲法七十九條、八十條において、裁判官というものはほかの官吏と違つて優位な待遇を憲法としては考へておることはこれはその通りでございます。従ひまして、それに基つて、法律上におきましても裁判官の待遇というものが他の官吏よりは優位

に規定してゐることは御承知の通りであります。ただ、この今お示しになりました裁判官の報酬等に関する法律の第二條の二というのに、他の官吏の俸給に、一般官吏の例に準じてという言葉を使つてございしますが、これは特別号俸とか手当の問題については一般官吏に準じた規定を置いておられますけれども、俸給に對しましては特別の扱いをしてゐる点も多々ございしますので、裁判官は他の官吏よりは優位に待遇されてゐると解釈してゐるわけでありませう。

○高田なほ子君 御主張ではございませうけれども、きのう最高裁判所側からのこの問題についての見解をやはり一応尋ねたわけでありませうが、裁判官報酬法ではおっしゃる通り特別号俸の設定、各種手当の支給、ベースアップ等が一般官吏の例に準ずる旨の從屬的な規定を置いてゐるわけでありませうが、しかし、原則としてやはりこの裁判官優位の原則というものはくずれちゃいけないものであるにかかわらず、結果としては昭和二十五年以後の裁判官と一般官吏との較差は次第に消滅をしてきておる。初め四割の差があつたものが今はだんだんとその差が縮められてゐることを最高裁判所の方からも御説明をいただいたわけでありませう。従ひまして、裁判官の俸給ではなくて裁判官の報酬、これは明らかに俸給というものと報酬というものとに内容的に実質的に違つてゐるのだから報酬という言葉を使われているのだらうと私は思ひます。前の委員会でもこの俸給と報酬という問題については論議されたこともございします。そうだとすると、この一般官吏の例に準じてと

いうような、これをもう少し明確にしないで、裁判官優位の原則というものが明文化される方法というものをとおりになる必要があるのじゃないかと、こういうふうな私考があるのです。手当としてではなくて、手段としてではなく、規定として明文化する必要があるのではないかと、こういうふうな考へますか、この点はいかがでございますか。

○國務大臣(井野碩哉君) まあ字句の問題は、いろいろ解釈があると思ひます。俸給と報酬は學說によれば同じだといふ説もございしますが、まあ違つた使用方をしておりますが、まあ違つた何かの意味があるかもしれませう。これは政府委員から答弁をさせます。まあ少なくとも政府の考へ方としては、裁判官は一般官吏よりは優位に扱つておるという氣持ですべての規定ができておるわけでありませう。またまた手当であるとか、あるいは特別号俸であるとかというやうなことに對しては、一般官吏の例に準じて扱つておる、というやうな程度でありまして、報酬自体につきましては、他の官吏よりは優位に扱つておることは今日事實でございます。従ひまして、ですから、法の書き方いかんによつてそれを變えていくといふ必要があるかないか。こういう点は私どもとしても検討してみなければならぬと考へております。

○千葉信君 閣下。今の大臣の御答弁ですが、事實とずいぶん食い違つた答弁をされております。まあその手当の關係等が報酬という觀念に含まれるか含まれないかは別として、主として公務員に對する、官吏に對する、あるいは一般職員に對する俸給と、それから裁判官に對する報酬は、對比すべきものだし、同じものだし、それからまたたとえば諸手当等の關係においても、これは當然の報酬としてその問題ごとく、項目ごとに労働の対価として支給されておる。そういう意味では俸給も報酬も諸手当も同一の意味だと思ふのです。ところがそういう考へからすれば、今の大臣の答弁は明らかに事實と食い違つておる。何か依然として政府は法律の解釈もそうだし、實際上裁判官に對しては優位をもつて待遇してゐるとか、方針を考へておるといふ御答弁でしたが、きょう御提出願つた、あなたの方からお出し願つた資料、それから最高裁の方からお出し願つた資料について説明を聞きました。その説明によると、次官の場合と裁判官の場合、判事の場合、この關係がですね、次官の場合には七万四千五百円、それに対して今度は二五%の調整額がついておる。ところが、それと大体同等と考へられる判事の場合には七万二千五百円という平均賃金。そうすると、判事諸君の全体の平均した賃金額、報酬額が、優位を認め、あるいは有利な条件で待遇してゐるどころのさたではなくて、金額においてもはつきり二千元違つておる。報酬と俸給がですよ。それから諸手当の關係等、一つの例としての特別調整額の關係では次官は二五%、判事の場合には今度上げられて一八%、これは一体どういふことですか。

○國務大臣(井野碩哉君) 私が優位と申し上げましたのは、たとえば最高裁長官の報酬でありますとか、あるいは最高裁の判事の報酬というものが、檢察官に比べれば優位に扱われている。また高検と高裁を比べましても、裁判官の方が現在は優位になつておりますが、そういう具体的な事例をとつて申し上げてゐるわけでありまして、一般的に今お話のように、次官と比べてどうかといふやうなことになると、私もまだそこまで研究しておりませんので、政府委員から御答弁いたさせます。

○政府委員(津田英君) ただいま各省事務次官につきましては、その初任は大體一等級の四号だと思われませう。しかしながらこの次官の勤続年限等から考へますと、これはやはり二十年以上二十五年というやうな程度の人である。そういったしまして、今度はそれなりに對比して參るといふことに、なりましたかと申しますと、やはり判事におきましても、その程度の人は、本俸においては同額をもらつてゐることになる。問題は今の管理職手当、つまり特別調整の問題だと思ふのでありますが、管理職手当は、御指摘の通り事務次官については二五%であり、判事についてはこのたび一八%あるいは一二%といふやうになるわけでありませう。ところが事務次官につきましては、これは各省事務当局の最高俸でありまして、少なくとも一人であり、しかも同一人が同じ職を占めることは、大體二年以上にわたつております。そういったしまして、少なくとも毎年採用された人員のうち一人は、事務次官にならないで終つてゐるということになる。そういう次第でありませうが、判事の場合におきましては全部が判事、四号なら四号になり得るわけでありませう。勤続年数に應じてなり得るという意味におきまして、いわば選ばれた人

と、一般になり得るというような比較で、一面考えてみなければならぬ。それから判事につきましては、先刻来申し上げましたように、八万三千九百円という特号がある。それまでに一号がある。一号があると申しますことは、これは東京、大阪等の帝国大学の総長のみにほとんど認められている給与である。ところが判事の場合は、それまで、普通の段階の勤続年数によってそこまでいけるわけであります。そういう意味におきまして、あらゆる状態を比較してみました場合にも、やはり実質的に判事の方が相当優位になっていると、こういうふうに申さなければなりませんので、昨日申し上げましたように、最初判事の最高俸と一般職の最高俸とは四割の差があった。今日では本俸においてそれほど差がないということも、昨日申し上げました通りでございます。その後各省一般職につきまして、管理職手当ができたということによつて、その優位の差が縮められたということも事実であります。しかしながら、一面また判事につきましても、管理職手当を最近認めることになりましたし、また、ただいま申し上げましたように、その占めるポストになり得る人というものを考えた場合においては、やはり一般職の職員よりも相当の優位が保たれる、かように申し得ると思うのであります。

○千葉信君 午前の答弁に関連しての金額を上げての質問ですが、それに関して今御答弁を聞いていると、勤続年数の問題だとか、あるいは任用条件等を並べ立てられて、さながら現在の状態が合理的であるかのような態度で御答弁をされているのですが、しかし何と

強弁してみても、最初の裁判官優位の待遇等が、今日差益が縮まったところではない。私の聞いている数字では、完全にくずれ去って逆になった。こういう点に対しては、私は最高裁も同様だし、法務省としても、そういう問題については適正な状態に、もと通りの状態に返すという努力をしなければならぬ。当然そういう努力は義務づけられてはいるはずなんです。そういう観点からしますれば、いたずらにその現在の状態に対して弁解がましい言葉を並べ立てて、国会の審議が終わればそれでよしということじゃなく、私はやはり憲法上認められている裁判官の優位なら優位というものを、その処遇においてもはつきり確立するという努力をしなければならぬ。それがまた僕は今後の法務大臣の責務でもあると思う。そういう点からいえば、今のたとえば平均俸給額の関係で、明らかに判事諸君の場合、ダウンしているという状態等に対しては、むしろ次官の任用の条件とか、あるいは勤続年数なんんかを理由として、ここで釈明がましいことを言うよりも、どうして本来の姿に返すべきか、もしくはまた返す方法として、法務省としてはどういう方法を考えているかというそういう立場で答弁するのでなければ、単にきよう質疑が終わって、この法律が成立すれば、また問題は先について、しかもいつまでも解決のめどもないという格好になる。法務大臣は一体裁判官の優位という条件をはつきり将来に向かって解決する用意があるのか、もしくはまたその方法についてどう考えているのか、その点を私は承りたい。

○國務大臣（井野碩哉君） 数字をあげ

の御説明でございましたから、政府委員からお話のような数字でなく、現在はいくような状態だということの實情を申し上げたのでありまして、実情はこうだから、もうそれで私も満足しているということとは決して申し上げません。裁判官の問題につきましては、法務省としても従来からその優位性について十分に考慮して参っているものであります。今日お話のように、あるいは較差も縮まったとか、いろいろな点においてその優位性が少し低下したたというようなことがありますれば、私どもとしても、十分その点考慮して、今後とも裁判官の優位性については、努力をしていかなければならぬという氣持を持ってありますが、その氣持におきましては、本年も管理職手当の問題を予算で多少解決をしたようなわけでありますが、それはそれで決して十分だというわけではないのであります。今後とも十分その点に関して研究もいたし、努力もいたしたいと考えております。

○高田なほ子君 御努力と御決心を今承ったわけでありますので、さらにその努力を具体的にどういうふうになさるかという点について、少し御意見を聞かしていただきたい。判事は報酬を受けます。検事は俸給を受けます。それから一般官吏もこれは俸給を受けるわけであります。判事、検事、一般官吏とこういう三つ並べて、裁判官優位の原則を打ち立てるという場合には、制度上の任官年数が同じであるにもかかわらず、その間に何にも較差は存在してないということであれば、これは裁判官優位の原則はあつとも打ち立てられないわけです。同じ年数勤めて、

検事の方はこの定年六十三、ところが判事に特号を前に設けたことがあるわけですが、この特号は検事の六十三才に比べることでできない年令の判事に特号をつけた。同一の任官年数のものの間に起こってくる較差が、それじゃ何もないことになってしまふ。検事は六十三のものにあつて、これがもう終わりで、今度は裁判官の判事の方は、この六十三才以上のものに特号をつけなければ、裁判官優位の原則といたして一つ研究していただきたい。優位優位というけれども、そういうところを取り上げてみると、必ずしも優位にならないんじゃないかという疑問が一つあるのです。

それからもう一つは、十年以上在職しておる判事補の場合、当然判事に任官されるという保障はないわけです。最高裁の方でも、今度だいぶ氣をもんでおられるようでありますけれども、最高裁の方で氣をもんで、十年以上在職した判事補を判事にすることではなくて、十年以上在職した者は判事に任官できるという保障の道が、やはり明文化されて作られなければならないのじゃないか、そういう氣持が私はするわけです。こういうような点については、大臣はお考えになってみたことがありますか。この点伺つておきたい。

○國務大臣(井野碩哉君)　そういう点

について十分研究したことがあるかというお話ですが、話は伺っております。しかし、それについて十分どうしたらいいかという研究までは、正直の話しはまだ私はしておりません。十分また研究してみたいと思います。

○高田なほ子君 法務大臣は非常に正直におっしゃるので、全く私敬服するわけです。しかし正直だけが取り柄であってはならないので、こういう重大な問題は、まことに最高裁の方には先ず私な申し分かもしれませんけれども、閣内においての発言権は何も持っていない。その持っていないところでごたごたしているものだから、大臣も御承知のように、今度はこれを解決するつもりかどうかしりませんけれども、きわめて事件の多いといわれる簡易裁判所の判事を、今度一べんに三十人も定員をぶち切らなければならぬというところに追い込まれているようであります。これはあくまでも私の推察であります。そういうばかなことをしまして、そうして十年以上在職した判事總の昇進の道を閉こうなんということでは、これは不合理もはなはだしことです。こういう抜本的な問題について、当然開かれるべき昇任の道というものは、法的に保障されるような方途を講ずることが、裁判官優位の原則を保持するといわれる大臣の御意思にふさわしいことじゃないか、こういうこととでありますから、一つこの点は早急に御研究をお願いしておきます。

もう一つは、判事も判事補も、任期は十年です。任期満了後に必ず再任されるかどうかというような保障は私聞いたことがありません。検事の場合は任期の制限はないようであります。そ

うだとすると、裁判官優位の原則とい

うものは、こういう点からも非常に不安定なものになってくるので、報酬の面だけではなく、身分上の問題、こういう点についても、何らかの確固たる対策を講じなければならぬのではないかと、気がするわけです。この点について、判事並びに判事補の任期十年、その任期満了後における措置というものは、いかに保障されなければならぬかという問題について、法務大臣として何かお考えになっておりますか。

○国務大臣(井野碩蔵君) 判事の任期につきましても、これは憲法で規定がございまして、従って憲法上そういう取り扱いになっておる。それであるの保障の問題につきましても、これは最高裁において適当に善処しておられることと私も信じ、また現在、そのために非常に不都合が起つておるという事態もございませぬ。ですから今別段御説のように、特別な立法の必要はないんじゃないか、こう考えております。

○高田なほ子君 これは裁判所の方に聞かなければわかりませんが、任期満了後における再任の問題については、何も不都合がないときわめてあっさりと言いついておられますが、必ずしも私はそうは行っていないのではないかと、この点については、再任されているからいいというものではなくて、再任される保障、こういう問題については、御研究いただく必要があるのではないかと私は考えますが、そうあっさりとし、ごく簡単に考えないで、もう少し裁判官の身分保障という問題について取

り組んでいただきたい。

○国務大臣(井野碩蔵君) 私の申し上げましたのは、憲法の建前から申し上げたので、必ず再任されるということなら、任期を切る必要はないわけでございますから、そういう点は裁判所において、適当に運用の上において善処しておられる、こう信じておると申し上げておる次第でございます。

○高田なほ子君 それは十年という任期は保障されているかもしれませんが、期は満了後、その任期満了後の保障、任期満了後まで憲法は何も保障していないという、そのことを私は心配しておるわけですが、不都合が起らないようにお考えを願いたい。私がここで再三裁判官優位の原則、それから身分上の保障、それから昇進上の保障ということをお、大臣にむしきびしく要求するゆえんのものは、ほかにあるわけですか。それは大臣も御承知のように、閣内でもいろいろ御相談があったと思ひますが、定員法は昭和三十六年度を期して全廃されるという方向にあるようです。御承知のように現行定員法は、昭和二十四年の占領政策の指令に基づいて公務員の人員整理を目的として、現状に合おうが、合うまいが、緊縮政策の一環として現在のこの定員法というものが出た。しかし、だんだん仕事が増え、その後のいろいろな形でもって内容的に動かされているようであり、また、一応法的に定員というものが、縛られてくる。仕事の量はふえてくるので、しようがないものだから、今度定員外の人間というものがだんだんとふやされてきている。ですから、今大臣もすいぶん頭を悩まされる点ではない

かと思ひますが、予算の面でも大体三本になっておると思ひます。定員内の者とそれから常勤と非常勤、この三本建になって、予算も配分していかなくてはならないという非常にややこしい事態があるわけであり、特に最近事務量が、あるいは事業量がふえて参りますので、これに対する人員数の適正な配置というもののについては、現状に迫られた結果、現在の定員法を全廃すべきであるという意見が出てきたのだらうと思ひます。私はこれに全廃される方向に必ず行くのじやないかという気がするわけです。この点、閣議ではこの方向をどういうふうに御検討になっておられるのかということが質問の一つ。

もう一つは、もし来年度に定員法が全廃されたときに、現定員というものが、新しい定員法を全廃したあとの何か、既得権になるというふうなおそれ、これは十分にあるわけですが、それから私どもは、報酬の問題にしても、あるいは定員の問題にしても、ここでよほどがっかりと大臣にも腹を固めていただかないと、来年度の基礎になるようなことが、ここでやすやすと通つてしまつたのでは、はなはだ裁判所にもお気の毒で、事務量が激増する裁判所の定員というもののについては、私はここで既得権を確保しなければならぬ。その既得権は、どちらが先というふうな計画というふうなものについても、相当やばり計画的な御研究をいただかなければならないのではないかと、これらでありますが、こういう点の見通しはどうなんだろう。

から下級裁判所の職員の定員、給与、これらのものを含めた現行法について、三十六年度の定員法全廃を目ざしているか、またいかなる計画を今立てつつかあるのか。立てていないのか。この点について伺わしていただきたいと思ひます。

○国務大臣(井野碩蔵君) 定員法の廃止の問題につきましては、閣議でもいろいろ問題になりました。本年からぜひやれという意見も党内にもございまして、本年はやらぬ、来年は、やるやらないは別として、やることを目標にして一つ研究をしてみようということに閣議では大休講がきまつております。従つて、明年度あるいは廃止ということになるかも知れませんが、廃止になりますれば、その保障はどうするかという御質問でございしますが、これは予算面にはつきりその数が出てくるわけでございます。保障は、定員法があるとなにかかわらず、現在の者をそつと急に整理するというような問題は起つてこないかと私は信じております。

○高田なほ子君 もう一つ答弁が漏れております。もう一つ大事なことがあつたわけですね。来年から大体そういう方向にいくとすれば、これは裁判官の定員並びに裁判所職員の定員、きのうも千葉委員がたいぶ突つ込まれたのですが、臨時の職員の問題なんかもあるわけですが、相当やはり今から適正な配置、事務の適量措置のためにいかに職員が配置されなければならぬか、臨時職員はどういうような方向にこれは持つていかなければならないか

というふうな計画というものを立ててならないと、裁判所は弱腰というのですか、閣内における発言権がないというのですか、どうもほかの方と比べてみると、定員や何かもべらぼうに低くなつておりますから、これは早急に御計画を立ててならぬ、来たるべきものに確固たる資料を添えて主張の必要があると思ひます、その点をお尋ねしたわけでありまして。

○国務大臣(井野碩蔵君) 本年廃止しないということもそういう意味だと思ひます。十分やはり態勢を整える必要があると思ひますので、法務省として、裁判所側と十分連絡をとりまして、そういう点は遺憾なきを期したいと思つております。

○千葉信君 閣下。今の閣議の方針について少しお尋ねしたいと思ひます。その定員法で各省ごとの職員の定数がはつきりときまつておる場合には、その改変は閣会で論議されるわけですが、それに基づいて結論が出るわけ。今お話をうかがうに定員法廃止ということになれば、一利一害があつて、特に予算の關係でははつきりしているから、その職員の数等については、身分の關係も保障されるという意味の大臣の御答弁でした。なるほどその予算額は、これまた閣会で審議される問題ですから、その意味では政府の方ではむやみに定員を増減したりすることはできないという条件はそこにはある。しかし、少なくとも国会において、定員法に基づいて論議される場が失なわれるということとは、それだけ当該職員にとつては私は不安感を与える方法だと思ひ

のです。それに対しては、一体そういう不安を除去するための方法としては、政府は何も考えないで、ただ予算ではつきり計上されているからいいじゃないかという、そういう考えだけに終始しておられるのですか。その点を伺いたい。

○国務大臣(井野碩哉君) 定員法をかりに廃止するといえますれば、むしろ定員法を審議する機会だけではなくなすります。予算面ではつきりしておりますが、予算の審議にあたって十分の御審議を願へば、それでいいのではなからうかと思っております。

○千葉信君　それが、その問題になる
点は、その年度の予算額の増減によつ

ことは私は相當問題が出てくると思ふ。そういう点については閣議では全然触れないで、今大臣の答弁のように、しごく簡単な割り切り方で論議されているのですか。

○国務大臣(井野碩哉君) 先ほど来申し上げておりますように、まだ閣議で決定したわけではないのでございまして、本年は廃止はない。明年度は廃止するといふ要望が非常に強いものですから、こういう要望に対して、十分検討してみようという意向をきめただけであります。今お説のような点もまたその研究の中にはおのずから入ってくるのではなからうかと考えております。

○高田なほ子君　それでは、それに付随して一つ要望をしたい。これは今の

度定員法が全廃されたときに、どうするかという問題はかなり大きな問題だと思ふのです。政治的な問題でもあると思う。法務大臣は、少なくとも裁判所の職員について、昨年来急増している。この臨時に身分を持つというようにな不安定な者について、いかなる方法をとるかという点については、一つ単に予算ではなくて、とくと身分の問題、それからそれらの任用の問題等について、抜本的な御研究を今からしていただきたい。これは私の非常に強い要望ですが、いかがでございますか。

○國務大臣（井野碩哉君） 十分研究もしてみたいと思っております。

○委員長（大川光三君） ちょっと速記をとめて。

速記中止

○委員長（大川光三君）速記を始め

上は白鳥三寸の真鹿の角

それでは、三局に對して實効がありま
すれば……。

「最高裁の裁決所、内閣等にかんり定員外
がありまふけれども、私は軍刀直入に
問題点になる点を最高裁の方へおね
したいと思ひます。最高裁の方から積
極的に出された資料にはなかつたけれ
ども、私どもの質問に、あるいは要求
に応じて出された資料には、最高裁の
内閣、裁判所、内閣等にかんり定員外

単に持っていない職種の職員がこの
定員外の職員の中にはかなりいるよう
です。主としてその特殊常勤職員と呼
ばれる諸君は、用人あるいはまた用人
と雇員との中間的な職種の人が多いよ

うですが、今度の最高裁の予算の中には、なるほど三十五年度分として千四百四十五万一千円計上されており、また、これだけ予算が計上されていて、しかもその雇用されているその臨時職員の出場からすれば、非常にその身分が不安定な状態にさらされている。私

の聞くところによりますと、最高裁は臨時職員の使役の方には非常に巧妙をきわめている。さすがに法律を扱っている官庁だけに、法律にひつかからないようにうまい工合にその点は操作をされている。たとえば、現在いるその臨時職員等については、この年度末で

とも、ここではっきりと御答弁を承りたいと思います。

○最高裁判所長官代理者(守田直君)
百五十五名のうち百名くらいおります。

○千葉信君 退職手当支給を必要とする臨時職員が百名くらいですか。この問題を次長にお尋ねするのはちょっと酷かもしれませんが、こういう取り扱いをあなた方は一体どうお思いになるか。これは法務大臣にもせっつかくおすわりたいだいておるから一緒にお答え

してもらいたい。實際仕事は、職種がどうであらうと、普通の常勤職員とあまり変わらない態様で勤続しておる。ただその定員法の関係あるいは国家公務員法との関係から、臨時職員という格好で非常に不利な扱いをされて、しかも、今回また予算が継続されて、三

十四年度よりもその臨時職員の関係の予算は増額されておるのです。百四十一人分から百六十一人分に三十五年度は増額されておる。増額されておるに
かかわらず、この諸君は首を切られなければならぬ。そういう方法をとつて
おかないと国会の答弁で困ることがあ
る、と、つて（衆議院二通し）

るから従って法律に触れないように新しく更新していく。こういうやり方は、その雇用制度における構造的な立場をとらなければならない国家のやり方として、法務省も最高裁もひとしくそういう立場をとらなければならぬはずのものが、どうして一体そういう下不合理な待遇とせらるゝとするのか。私は

それはその真意がわからないのですが、その点一政府もそれから最高裁も当然然と心得て、今後継続しようとするのですか、それを一つ両者から一人ずつ答へ願いたい。

○国務大臣(井野碩哉君) 千葉委員の、私に用がないから帰っていいというお話でありましたが、ここにおきましては、そういういろいろのこまかい点について御質疑のあることを勉強したいというつもりでありますので、私にそういうこまかいことをお聞きになりまして、これはまだ勉強が足りませんから、よくわからないということをお聞きの上から申し上げておきますので、実は勉強のためにここにおきますので、すから、あまりおいじめにならないようにお願いいたします。(笑聲)

○千葉信君 最高裁の方からあとから聞きますが、人事管理というか、あるいは労務管理というか、そういう立場から、これは大臣はそこで話を聞いていればわかります。おそらく大臣の目の届かないところで働いておる職員諸員の中には、極端な言葉で言うところ、こういう不合理な扱いをされている職員がたぐさおるといふことは、これは大臣は無関心ではないかと思う。大臣としては、今質疑応答の中にあったように、政府としては脱法行為でこれを使役している。それで急場の間に合わせと、言いながら、実際上は何年も政府に使役されており、十年をこえる者がある。この前の国会でその問題が処理されて、今五年ぐらゐの者がまだ残っている。ところが、大事な仕事に關係を持っている最高裁の中にもそういう職員がいる。ところが、調べてみると、最高裁はかなり要領よく、年度末には首を切つて、またお前は来年使つてやるからなというふうなことを、なだめて首を切るようなことをやっている。今度は私の聞くところによると、四月一ばいだけでもいいから使つてくれという頼みを聞いて、まあ四月一ばいぐらゐは何とかしてやろうという話が進みつつあるそうです。しかし、この諸君はさつきも申し上げたように、百五十五人のうち百人は、りっぱに国家公務員退職手当暫定措置法によつて退職手当の支給を受ける権利を持った諸君です。りっぱに勤務が継続しているという何よりの証拠です。こういう扱いを、大臣は、こまかいことは答へてきなくても、一体いいと思うか、悪いと思うかぐらゐの答へはできると思う。不合理か、不合理でないか。労務政策としてそれが妥当かどうかぐらゐの答へは、大臣はできると思うし、すべきだと思ふ。はつきりお答え願ひたい。

○国務大臣(井野碩哉君) 最高裁の取り扱いにつきましては、私も詳しく内容を聞いておりませんが、今御質問の点で、いいか悪いか返事をしろと仰せられましても、もう少しいろいろの質疑応答を聞いた上でなら判断できますけれども、まだあなたの御質問だけでは、私の判断の場に至っていない、こうお答えするよりほかはないと思ひます。

○千葉信君 その事実がいなかということをお大臣は考へておられると思うのですが、もし、私の質問通りだったら大臣はどう思われますか。

○国務大臣(井野碩哉君) 何かこう不合理のやうな気もいたします。

○最高裁判所長官代理者(内藤頼傳君) 最高裁の扱いについて、私からお答え申し上げます。今の定員外の職員のことでございませうけれども、退職金の支給に該当する者には、やはり退職金は当然支給しているわけでございませう。

す。たとえば予算の年度末に一応やめさせて、また新年度に採用することがあるのじゃないかというやうな御質問でございませうが、特殊常勤職員にせよ、あるいは臨時職員にせよ、そのときの仕様の状態に応じて必要な場合に採用するわけでございまして、それは仕事の量と、そのときの予算を実施する面の実際の予算上の状況によりましてきまるわけでございまして、ただいまお話がございましたように、ことさうまお話がございましたように、ことさうな何かこう法をくぐつて意地の悪いやうな採用の仕方、あるいは期限のきめ方をしているわけではございませう。なお、数字を多少申し上げますが、特殊常勤職員が二月十五日現在百十二名ありまして、このうちの百名が、先ほどお答え申しましたように、退職金を受ける資格を持つてございませう。それから臨時用員の方は百五十名おるわけでございませう。

○千葉信君 今御答へを聞いておりますと、何か臨時職員、特殊常勤職員等の關係は、仕事その日ごとに更新されるのか、切れるのか、ふえたり減つたりするとか、そういう全く臨時的な仕事とか、そういう仕事に従事しているというやうな御答へです。ここにきていてる資料によりますと、それは昇降機、運搬手であるとか、これは昇降機、運搬手であるとか、これが五名、火夫十四名、あるいは診療所の看護婦、法廷警備員——法廷警備員のごときは人手が非常に不足のほうです——電話交換手、一体こういう仕事で、あなたの言われるやうにその日その日で切れたり、あるいはそこに携わっている職員が明日からは要らないというやうな、そういう仕事じゃないし、そう

○千葉信君 最高裁の扱いについて、私からお答え申し上げます。今の定員外の職員のことでございませうけれども、退職金の支給に該当する者には、やはり退職金は当然支給しているわけでございませう。

○国務大臣(井野碩哉君) 何かこう不合理のやうな気もいたします。

○最高裁判所長官代理者(内藤頼傳君) 最高裁の扱いについて、私からお答え申し上げます。今の定員外の職員のことでございませうけれども、退職金の支給に該当する者には、やはり退職金は当然支給しているわけでございませう。

いう職員でもないでしよう。

○最高裁判所長官代理者(内藤頼傳君) ただいま御指摘のございました職種の、これは特殊常勤職員の仕事でございまして、これはその日その日の雇用にはなっていないわけでございませう。ある期間の定められた採用でございませう。それからなお看護婦、それから法廷警備員、これらはいずれも昨年の定員法の改正によりまして、定員に組み入れられておるわけでございませう。この職と書きまされたのは、この中で定員に組み入れられた分。

○千葉信君 妙な答へですが、期限をきめて使用されている職員というものは、どの法律によつてきめられている期限ですか。

○最高裁判所長官代理者(内藤頼傳君) これは裁判所職員定員法の第二条にございませう。「二箇月以内の期間を定め雇用される者」というのに該当する者であります。

○千葉信君 それが問題なんです。日々雇用という方は、これは一般職の職員の場合にも非常勤職員という格好で扱っている。それから一般職の職員の場合における定員法でも、今あなたが読まれたと同じやうに二カ月ごとに更新される、つまり二カ月ごとに雇用を切りかえていけば、定員法には該当しない職員だということだ。それが問題なんです。あなたは何かこの裁判所職員定員法の第二条をたてに、正當な雇用のような顔をされますけれども、これはその法律にそうなつていてから、その法律の裏をくぐつてこういう職員を無制限で採用したりしているところに、ここに問題がある。二カ

月ということは二カ月以内ということであつて、二カ月以内の期間でもって使用される場合には、定員法の定員内の職員には該当しないという考え方です。臨時職員を、あなたの方の場合には特殊常勤職員という名前であつておられます。日々採用の場合でも、日々更新の場合でも、二カ月ごとの更新の場合でも、職員の立場に立てば同じじやありませんか。そうしてそれらはつきりとして予算が何人というところで組まれているわけだから、従つてその採用の仕方というものは、さつきも高田委員が触れましたが、どうしてこういうことが起るかというところは、私がここであらためて言うまでもなく、昭和二十四年に定員法が制定された。仕事の量、それに対応する職員の数などというものは全然考慮の対象外にして、「レッド・パージ」を主たる目標として職員の首切りが計画された、そのときに定員法が制定されて、どの省庁も十分にその仕事をまかなえないやうな職員の数になつてしまつたそこでその脱法行為としての二カ月ごとに雇用を新たに採用されている職員の使用の状況が、定員内の職員と全く違ふやうな勤務の状況とか、あるいは職務の状況とか、そういう条件が問題になつてきた、これが定員法の一歩の問題なんです。だからこれは昭和二十九年にこの問題が政治問題として明るみに出た當時は、日々雇用の臨時職員を含めると、これは五十四万人いたのです。そうしてそれが今国会、まあその後二回の定員法の改正によつて常勤労働者と

呼ばれる一般職員の場合の臨時職員、それからあなたの方の場合のこの特殊常勤職員というのが、定員法で修正を受けたじやありませんか。そういう従来の経緯から言っても、ここにまたせつかく定員法を改正するというこの機会に、そういう問題のある特殊常勤職員などという二カ月ごとに雇用の手続をしなくちゃならないという人たちを置いて、法律上からいけばそれは違法行為でないかもしれない。しかし、それによってその二カ月ごとに雇用をかけるという手数は別としても、同じ仕事をしつづけている職員の立場になったら一体どうですか。労務管理上こういうやり方がいいという判断で今後もやっていくつもりなのか。思う通り定員獲得ができないから、やむを得ずやるというのか。その点、最高裁当局の考えをはっきりここで――単にここで答弁して言いのがれればいいという態度ならば、私はあくまでも食い下がるつもりですから、その点、性根を据えて十分はつきりと御説明願いたい。

○最高裁判所長官代理者（内藤頼博君）

裁判所の事務の上で常時当然必要な増員につきましては、それだけの定員の増員をしなければならぬものと考えます。裁判所の日常の仕事の上におきまして、そのほかにやはり臨時の仕事があるわけでございまして、これはやはり臨時のそういう特殊常勤職員あるいは臨時用員によるほかはないわけでありまして、そういうわけで、今回裁判所の常時の事務に当たる者といたしまして、用員の六十三名の増員を今度定員法の改正でお願いしているわけでございます。六十三人という数

がどうかというような御意見はあらうかと存じますけれども、今日裁判所が恒常的な事務として考えられますところの事務量は、この六十三名の定員の増によってやっていきたいというように考えているわけでございます。

○委員長（大川光三君）

この際、委員の異動について御報告いたします。本日付で津島壽一君辞任、吉江勝保君選任、以上であります。

○千葉信君

今度の定員法で増員される分については、私はそれで一応筋は通ると思う。そこの方は問題じゃない。しかし、そういうふうな六十数人を今回の定員法で増員をして、そうして用員にその関係の仕事させるということは了解できませんが、一方でそういう措置をとられながら、また片方で、昭和三十五年度で、たとえば電話交換手のごときは七十人、交通事件職員としては二十二人、火夫十四人、掃除夫十九人、こういう定員外の職員を初めから使役することにして、予算定員という格好で予算を最高裁は取っているわけですね。定員内で処理する職員の増減の問題は、私は問題にしていな

いのです。こつちに問題があるので、なぜこれをはつきりと、こういうふうな……だれの目から見ても簡単にはなくなる仕事ではない。掃除用員とか、庁舎の清掃用員であるとか、あるいは電話交換手であるとか、火夫であるとか、火夫の従事しておる仕事などは、そう簡単にはなくなるものという状態じゃないか、こういうものを一体どうしてこういうふうにしておけるのかという問題です。

○最高裁判所長官代理者（内藤頼博君）

ただいまの御指摘のような職種の特殊常勤職員は、大体庁舎の新設に伴います分でございます。庁舎が必ずしも年度の最初から落成できるわけはございません。そういう場合にそういった臨時の職員を必要とするわけでございます。この程度の職員は、やはり臨時に必要な場所に配置できるようなやはり仕組みが必要であると存じます。これは庁舎の管理上そのときどきの状況に応じて、やはりこういう制度、こういう仕組みが必要になっておるのであります。御指摘の火夫につきましても、これはやはりそういう暖房設備のできた庁舎ができました場合に一応必要なわけでございますけれども、これは冬の期間に必要なわけでございます。新しくたたいま庁舎が落成して暖房設備ができたというような場合には、その冬期に入りますときから火夫を採用することになるわけでございます。

○千葉信君

そういう答弁の仕方をするのと、聞きたくなるのですが、定員法というのは、どういう目的で制定されておる法律ですか。私の了解するところでは、定員法というのは、たとえばどの官庁は職員の数、何人ときめて、そうしてその職員の数によって、その仕事は運営されておる、それを規定したものです。その法律の規定の趣旨は、一方ではみだりに職員を使つてはならないということ。と同時に、あまり欠員数がある場合に、それをほったらかしてはいけません。その法律を忠実に実行しようということが第一の条件、第二の最も大事な問題は、たとえば行政機関なら行政機関全体の仕

事に対して、これだけの職員が従事しておる。つまりこれだけの職員を使役して現在行政事務が運営されておる。従つて、その職員の賃金、俸給については、これは国民の税金の負担です。国民に対するこれは一つの約束なんです。そうして正確なその数字に従つて国民は公務員の給与を負担しておる。いわばこれは単に数をきめただけじゃなくて、定員法の趣旨とするとこ

ろは、その国民の税金負担の職員の数について、責任をもつて明確にきめるということなんです。それを、はつきり定員法で数をきめながら、一方で法律の抜け穴をくぐつて、たとえば最高裁では数は減つてきておるけれども、今回またその定員法の数以外に百六十一人分の予算が計上された。これは国民は知らない、こういうことは。そういう不明朗なやり方を離して、定員法は定員法本来の立場に立つて、はつきりと規制するという態度をとらなければならぬ。ただし、私は全くの臨時の仕事、今あなたの答弁の中にも、なされるそれは臨時の仕事であらうと思われするような職種を一つあげられましたが、そういう臨時の分については、私は否定もしない、反対もしない。そのうちではなくして、恒常的に同一人が使

用されて、絶えずその仕事はならぬというふうな、退職手当等の法律に基づいて退職手当を支給しなければならぬような者が過半数という格好で今あなたの方では使役されておる。こういう分については、結局定員法の改正の際には明確な態度をとつて、国会でもこれは責任を負うと同時に、あなたの方の立場としてもそういう点を

私はあると思うのです。定員法の趣旨をどうお考えですか。

○最高裁判所長官代理者（内藤頼博君）

定員法につきましては、まことに御指摘の通りだと存じますが、定員法で定められました定員で処理いたします事務のほかに、先ほどから申し上げましたような臨時の仕事が出るためにこういった別の採用方式があるかと存じます。これもやはり予算の制約の範囲内ですることとございまして、これが、そのために決して、何と申しますか、やみであるような、あるいは隠れてやるようなことではないと私は考えるのでございます。なお、こういった臨時の仕事が恒常化して参りますれば、それに応じまして定員法を改正して定員化して参ることも当然のことと存じます。

○千葉信君

まあ政府の方で、大臣の答弁通りに、今後定員法をどうするかということは懸案事項になっておるようです。しかし、政府の方で、いっその際、定員法は廃止した方がいいという考えになった一番大きな理由は何かというところ、こういうやり方をしている。定員法はこれこれだといふ人数をはつきりと法律できめていながら、実際上は、ある時期には常勤勤務者の数は七万五千人、その他の日々雇は上げという職員の数は、最高裁では、これは全体を含めて五十四万人も使われていた。六十八万人の定員に対して定員外の職員が五十四万人も使われていた時期がある。それが尾を引いてきている。あなたの方の場合にも同様です。そういうやり方がいかにぬという

ので、定員法の廃止という問題を政府の方でも真剣に考慮せざるを得ない結果になった。これは非常勤職員とか常勤労働者という形で使役していることは不合理だし、労務政策上当を得たものじゃないという判断からそういう問題が出てきた。そういう政府の現在の考え方からいって、あなたの答弁は、それと完全に食い違った格好で、これでいいんだという答弁に終止することになるのですよ。考える必要があるというところ、この問題を何らかの形で——私は今ここで全部これを定員法に入れないというところを言っているのじゃない。このやり方が正しいものがあるいは合法的なものかどうか、そういうことを含めて、好ましい状態かどうかというところも今議論の対象になってきているわけですね。その際に、あなた方が現在のような最高裁のこの臨時職の職員に対するやり方が妥当だ受当だとおっしゃるに、これはどうも、あなたの方今の国会に出てきて、この前の国会の速記録を引っぱり出して意地悪されたら答弁に困るに違いない。少なくともあなたは、これはどうも、あなたのお考えになるのでしょうか、しかし、何らかの形でもっと合理的なものか、もっと好ましい形に切りかえなければならぬということ、あなたは、あなたのお考えになりませんか。

○最高裁判所長官代理者(内藤頼博君) 私ども最高裁当局として考えますことは、裁判所の事務は、臨時のものや、やはり臨時の職員に当たらせるべきであり、恒常的なものは恒常的な職員に当たらせるべきものと思いますが、ただ、裁判所の事務は年々やはりふえて参りまして、臨時であつたものが恒常化する場合があります。あり得るわけでありまして、そういう場合に、当然臨時職員の当たらせていた事務が恒常的な事務となり、定員がふえまして、定員化された職員によりましてその事務の処理をせられることは当然だと思っております。

で、定員法が必要かどうかの問題でございまして、これは先ほど政府の方のお取り扱ひを法務大臣から伺ったわけでございまして、裁判所の場合に、別のいろいろな問題はあろうかと思ひますけれども、予算の方で人員がきまりました場合には、実体的に定員法のある場合とそう大差はないのじゃないかというふうに私は私どもは考えております。

○千葉信君 最後に、この問題について一つ。時間の関係もありますから、私はこれ以上触れませんが、今いる最高裁関係の臨時職員ですが、これはこの年度末に予算の関係ですが、あなたの方の資料によりますと、前年度よりかえて逆に予算額は千二百三十九万円から千四百四十五万円にふえて、人員の数は百四十一人から百六十一人にふえております。

この際お尋ねしておきたいのは、こういうふうな前年度よりも臨時雇員の使役の金額がふえるというこの段階で、今いる臨時職員をどうされるおつもりか。一説によりますと、もうすでに首切りを申し渡して、しかも一部の者から懇請されて、四月一ぱいは何とかしてやろうという回答もあったというところを承りましたが、今いる臨時職員を、こういう条件のもとで、予算がふえ、使役する人員もふえたという段階で、どういうふうな処理されるおつもりですか。

○最高裁判所長官代理者(内藤頼博君) これは全く裁判所各庁の仕事の実態と、それから予算の実情によることとでございまして、年度末であるから特にこの際やめさせるというふうなことは必ずしもないのであります。しかし、やはり何と申しまして予算が年度末になりますと、まあ余計なことはございせんが、足らなかつたというふうなことから、そういう措置をやるざるを得なかつたり、あるいは新年度の予算の実行の見通しが十分立たないために、必ずしも臨時雇員が続けられなかつたりすることがあるかと存じますが、これは全く各庁の仕事の実態と予算の実行の面によることとでございす。

○千葉信君 そういう各庁の事情等によつて勝手にでたらめに処理していいというところにはならないと思ひます。最高裁としては、現在いる臨時職員に對して、予算もふえ、人員もふえ、というこの段階において、さっきの御答弁のように、退職手当も出さなければならぬ職員がたかきさんいる——これはかなり勤続してきていてという条件を証明するものです。そういう職員に對して、一体最高裁としては、基本的にはどういう態度で臨むのか。

○最高裁判所長官代理者(内藤頼博君) 私ども基本的な態度は、やはりこの制度に即応するというだけでございまして、前年度から引き続きまして同様な仕事が新年度にわたつてある場合には、やはり臨時職員はそのまま継続するということになるわけでありまして、またそういう仕事が、臨時のため、なくなれば、それでその職員の

仕事は終わるわけでございます。基本的態度といひましても、やはりその制度自体のそれぞれの目的によつてきまらなければならないと考えております。

○高田なほ子君 それに関連してちょっと伺ひますが、退官退職手当の予算は三十四年度はどのくらいになっておりますか。

○最高裁判所長官代理者(守田直君) 今資料を持ち合わせませんが、非常に概括的なことを申し上げまして恐縮でございすけれども、退官退職手当は、三十三年度よりは三十四年度、三十四年度よりは三十五年度と、ずつとふえておまして、今の見通しは退職手当で不自由を来たすことはないかと考へております。ただ、その計数を持ち合わせておりませんので、あとで御答弁いたします。

○高田なほ子君 概括的な御答弁なんです、三十三年度の一億八千万円に比べて三十四年度は大体その倍額くらいになっているはずですね。三十五年度はさらにふえているように思ひますが……

○最高裁判所長官代理者(守田直君) 三十四年度は大体二億程度でございす。

○高田なほ子君 二億五千万くらいですね。

○最高裁判所長官代理者(守田直君) それから三十五年度は三億程度になっております。

○高田なほ子君 この退官退職手当と、千葉委員のさっきの御質問というのは、非常に関連して考えられるから伺つておきたいです。昭和三十年度では一億二千万くらいの予算で、二百八十人の人の退官も含めた首切りがあつた。昭和三十四年度は今言うように二億五千万、三十五年度は今言うように三億というふうな、退官退職手当の額はきわめて多くふえてきています。こういう点から見ると、今、千葉委員の指摘されたような希望せざる首切りというふうなことが行なわれるのではないかと、そういうふうな予想が、予算面からされる。この点はどうですか。

○最高裁判所長官代理者(守田直君) ただいま退官手当の増額が首切りに関連するんじゃないかというふうなお尋ねでございしましたが、そういうことは全然ありません。これは裁判官の定年退官が非常に増加いたしますので、それで順次ふえてくるわけでございす。

○高田なほ子君 裁判官の定年退官というのは何人くらいですか。

○最高裁判所長官代理者(守田直君) ただいま定年退官と申しましたけれども、定年退官のみならず、死亡退官、任期終了による退官、任意退官、こういったものでございす。昭和三十四年度は七十四人でございす。それで、裁判官の報酬額が昭和三十年度当時よりは相当上がつておりますので、おのずから額が自然増になるわけでございす。

御承知のように昨年の十月一日から國家公務員等退職手当暫定措置法が一部改正になりました。退職退職手当が非常に率が多くなつて參つておるわけでございます。それに即応して増加した予算が掲げられているということになるわけでございます。

○高田なほ子君 それではもう一つちょっと今の御質問に関連してのことですが、お尋ねしておきたいのですが、さっきいだきました特殊常勤職員定数で三十四年度が百五十五、それからことしは減って百三十九、こういうふうには特殊常勤職員の定数が減ってきておるようでありますね。これは三十四年とそれから本年度だけの資料をお

出しになったようですが、私の調べた資料ですと、昭和三十年度は百九十四、三十一年度が二百二十、三十二年が二百十、三十三年が百六十六、三十四年が百五十五、ことが百三十九、こういうふうには特殊常勤職員も減ってきているようであります。これに伴って定員化された分が必ずしも定員化されていないのじゃないかという気がいたしますが……。それから臨時職員の定員は、単にこの特殊常勤職員だけではなくて、あなたの方で言うところの非常勤職員、それから常勤的賃金職員、こういう三種類のものがひっくりまっているかと私もつかんでおるわけですが、そうじゃないのですか。特殊常勤職員というふうに数字を出されたけれども、このほかに非常勤職員があるでしょう。その非常勤職員は最高裁判所、研修所、高等裁判所、地方裁判所、家庭裁判所というふうに各庁に非常勤職員も配分されている。そのほかに賃金職員というのが各庁に配分され

ている。そのほかにこの特殊常勤職員というのが配分されている。それを全部ひくくためて、これは臨時職員だと私ども考えているのですが、そうでしょうか。

○最高裁判所長官代理者(内藤頼博君)
ただいまお話がございました非常勤職員は、これは大休家庭裁判所あたり
の医務室などに勤務している技官でござ
います。専任の技官が置けませんの
で、その土地のお医者さんの方に技官
としてお願いして職員になっていただ
いております。そういう方が非常勤職員になっ
ております。定員外に、そのほかにござ
いますのがただいま御指摘の特殊常勤
勤職員と臨時職員でございます。

○高田なほ子君　ですから、千葉委員が御指摘になったのは、単にこの表の中にある三十四年度百五十五、三十五年度百三十九という数字だけではなくて、このほかに非常勤職員、それからそのほかに常勤的賃金職員というのがあります。ですからこの三種類のものにくるめておるわけでありますから、これの総計は單に百五十五とか、百三十九とかいう、そういう数字ではないわけです。少なくともこれは三百をこえておる数字です。この三つのものをひくゝるめた、いわゆる臨時職員の定員の総計というものがおわかりですか。

○最高裁判所長官代理者(内藤頼傳君)　お手元に差し上げました資料によりまして、特殊常勤職員の数、これが百三十九、それから臨時用員百六十一でございます。そのほかに非常勤の職員、これは先ほど申し上げた技官でございますが、それが約四十名――三十九名おります。

○高田なほ子君 どうも時間がかかって申しわけないのですけれども、理屈に合わない数字が出てくるものだからつい聞きたくなるわけです。たとええば、最近少年事件なんかが非常にふえてきております。それからそのことのための総合研究などについても相当医

学的な、技術的な方々が活躍する部門が多いということを私どもは法務省から聞いている。こういうような方々の、非常勤職員というのも内容がわかりませんけれども、にもかくにも、昨年は四十一名であったものがことしは三十九名に、これは二名減っておるわけです。この非常勤職員の各庁別の配分の数字を申し上げますと、家庭裁判

所が一番これは多いわけです、いわゆる少年問題がありますからね。家庭裁判所では、昭和二十九年以降です、十、三十年が十五、三十一年が二十、三十二年が二十四、二十八、三十二、こういう割合にふえてきております。これはまあ家庭裁判所の特殊なそういう技術面の仕事がおふえになっているから、こういうふうにふえてきているわけでしょうけれども、ことはあれですか、また三十九というように、今度は減らしてきていますからね。總体的に減らしてきていますから、減らしてくると、家庭裁判所の事件が多くなっているというのにかかわらず、必然的にこれは技官の数も減ってくるということになるんじゃないですか。

○最高裁判所長官代理者(内藤頼傳君)
ただいま申しました数字は、三十四年度の数字でございまして、ことし、つまり三十五年度になりますと、技官が四十一名、看護婦が四名、合計四十五

名になるわけでありませう。

○高田なほ子君 今御説明がありましたから、一人、二人のことは一応了といたしますが、しかし総体的にいつて、裁判所の職員というのは、よその庁並みに減らされてきておりますね。

今まで昭和二十四年度以降ずっと数字

を私、調べてみた。そうしましたら、最高裁にしても、研修所にしても、高等裁判所にしても、この定員の異動状況というものを見ますと、やはりずつと減ってきておるようです。必ずしも仕事の量に適應しただけに人員がふえておらないのであります。仕事の量はおとといだかの委員会でもって伺いましたから、くどく言いませんけれど

も、急増しております。非常にふえておられますね。ふえておるにもかかわらず、各庁別の定員の異動の状況を拜見いたしますと、ふえてきておらない。このことは大へん不合理であるとともに、何とかこれはしなけりや解決つかないんじゃないかという気がするわけですよ。ここであまり抽象的な議論を言っても困りますから、ちよつと昭和二十四年度から三十四年度までの定員のこういうふう増減したか、私、数字をあげます。そこで持っていないでいらつしやらないですか。持っていないから工合が悪いんですよ。これは減ってきています。昭和二十四年度は、定員が二万九百四十五名、それからその次の年はちよつと減りまして、二万四千九十一名、二十六年では二万一千三百九十六名、このところ二十五年から二十八年までは二万台です。二十九年になってから、これは臨時国会で行政整理されたんですが、こ

のときに一万九千という台になってきている。それから三十年になつても一万九千で一人もふえない。三十一年でも一万九千で一つもふえてない。三十二年もそうである。三十三年に若干三十人ばかりふえている。三十四年ではり二十人ばかりふえている。今度三

十何人かふやすそうですが、こういうわけで、昭和二十四年を一〇〇とする、事件数は大体三倍——三・八五倍ぐらいにふえているようですね。何か皆さん方の出した統計を私、調べてみたんですが、仕事の量は三・八五倍にふえている。しかし人間の数は二十四年当時から見ると少ない、今度三十何名ふやしても、二十四年当時よりは少

ない定員であつて、こういうような不合理なふやし方というのは、どうもここで何時間論議したつて、この不合理を、皆さん方が合理的におつしやる根拠というものは見出せないと思う、数字は正直ですからね。これはもうどうしななければならぬいかという事と、私は、私は御答弁を聞くまでもないことと、なんで、よくこれは性根を据えて、この事業量に適應するだけの適正配置といふものについて、がんばつていただかなきゃならないのじゃないかといふことを、ほんとうに私は心から、これは皆さんの立場に立つても、またそこにお勧めになる方の立場に立つても、心底からこれは一つがんばつていただかなきゃならないと思うのです。こういう今までのふやし方というのは、予算の範囲内でこういうことをやってきたからこうなつてゐるんじゃないかかと思ひますが、どうでしょう、法務大臣。約四倍近くも仕事かふえてゐるのに、定員がむしろ減つてきてゐるとい

うこと。それから今言うような、非常勤職員——臨時雇のようなものが若干ふえていてというようなことでは、これはもう收拾つかないことなので、何とかこれを合理的に打開してもらおうな方法を講じなきゃなりません。その方法として時間延長なんていうことは、私もあまり反対です。このことは人員の方において、科学的に合理的に配置をするにはどうすればいいかという計画というものを一応やったり立てていただきたいですね。そうでない限りは、私もこの法律でふえるからといって、さようでございますかと言つて、飛びついて心からお喜び申し上げるという気には、どうもなり切らぬのです、正直のところ。どういふふうには裁判所の方で御計画を進めていかれますか。

○最高裁判所長官代理者(内藤頼博君) まことに御指摘の通りでございます。裁判所の事件が年々増加いたしました、それだけの負担を負つておりますことは、ただいま御指摘の通りでございます。昭和二十九年に行政整理、これは国家一般の方針に従ひまして、やはり裁判所も減員になつたわけでございます。けれども、しかし、この際にも、やはり事件を扱います職種、裁判官、書記官、そういった面の職種につきましては、やはり減員はいたしません。事務の面におきまして、一般の行政に準じまして、行政整理による減員があつたわけでございます。そういうようなやり方で、裁判所といたしましては、事件の処理には差しつかえないように、できるだけのことはいはして、申しまして、先日も申しましたよ

うに、基本的な問題としては、裁判官の増員ができないということ、それのために、もう全く裁判所の今日の訴訟の遅延であるとか、いろいろそういうような弊が生まれているわけでございませうが、どうも裁判官の増員ということ、いろいろな面の制約を受けてまして、思うようにできない事件ばかりがふえていくというものが今日の実情でございます。これにつきまして、法務省におかれましていろいろ研究されているようでございますが、また弁護士連合会等の協力も得まして、今後解決していきたいというふうにも考えておりますが、何と申しましたも、裁判官の給源と申しますか、求めるのは、弁護士、検察官も含めて法曹界以外にないわけでございます。従ひまして、そういった関係方面の協力を得まして、この問題を解決する以外にないわけでございます。

もう一つは、最高裁の当局といたしましては、やはり今後の事務の扱いの合理化と申しますか、そういった面に十分の研究をいたしまして、一そう事務の効率化をはかりたいというふうにかゝっているわけであります。

○高田なほ子君 関係方面の協力はあるん大事だと思ひますが、やはり主体になる最高裁判所自体が、もう少し積極的な計画を示されて、こういうところ欠陥がある、これを是正するにこうすべきだというふうな、やはり五カ年計画でも三カ年計画でも、近代的な裁判所だったら、そういう合理的な計画書というもので、お作りになつて、やはり関係方面の協力をお求めにならなければ、むだなんじゃないかという気がします。たとえば裁判官

の増員の問題にしても、大へん条件がむずかしいと言われるけれども、きのうのあなたの御答弁、黙つて聞いていたのですが、簡易裁判所の判事のなり手がなくなつたつて、それは判事補を二年以上やつた方が、ごろごろしてゐるのに、二年以上上つた方は簡易裁判所の判事さんになつてなれる資格があるのです。そういう方を抜擢しない、何を一体増員できないと言つてほやいてゐるのか、ちよつと私もわからなないのです。私もにもわからなないことを、関係方面にわからせるような手当をして下さらなければ、やはりこれはまずいんじゃないでしょうか。裁判所には支障のないようにしてゐると言うけれども、裁判の期間というものは、数字的に見て長くなつてゐます。そういうふうなやはり科学的な根拠からの計画書を一つお出しになることが必要なんじゃないでしょうか。裁判所の白書、こういうものが必要じゃないでしょうか。まあ蛇足のようなことですが、裁判官だけではなく、書記官補、これを書記官に昇進させる道等について、どうも積極的でないようです。この点についても、職員の中から、書記官に進める道を開いてほしい、研修所の収容定員なんかふやしてほしいというふうな熱望の希望がある。そういう希望をいれることなしに、裁判官が足りない足りないといふ手こまねいておいてなつたのでは、やはりまずいんじゃないかという気がする。ですから、私は研修所の問題と、書記官補を書記官に昇進させる具体的な方法、何かあれば、この際聞きたいし、特に裁判官ばかりふやしても、ちやうだいした資料にあるように、延

吏の数が三百十八名の欠員ができてゐる。これはことしにたいした資料ですよ。延吏というのは一つの法廷に何人というふうにきめられてこれは置かれるものだと私は思うのですがね。それなのに三百十八名も欠員を置いておいて、何を一体裁判所はやっておつか。こういう資料をお出しになつて、これについて説明がないようなことも私は不満なんです。どういふわけでこの欠員があるか。裁判官だけではない、こういう方面の欠員はどういふふうにするのか。事務雇の欠員は千八百三十一名に及んでいる。これが他の種目の人員補充のために相殺されてゐるかどうかかわかりませんが、どうもすつきりしない幾多の問題をかかえております。今指摘した二、三の問題は、きわめて小さい問題のように思ひますが、いろいろな問題の小さな問題がいろいろわからぬ、協力するにしようがないという気持ちを起させる大きな原因になるだろうと思ひます。白書の問題と、それから具体的にこれはどういふふうなのかということ、書記官補は一体どういふふうにして書記官にしていくのか、研修所はどうするか、こういう点について、少し具体的に私を納得させて下さい。

○最高裁判所長官代理者(内藤頼博君) 書記官の制度につきましては、昭和十四年以來、最高裁判所に書記官制度調査委員会というものを設けまして、裁判官、検察官、弁護士、あるいは書記官の人たちが委員となりまして制度を検討しております。その間に書記官の任用資格であるとか、あるいは研修制度についての問題が討議され、また答申もされたわけでございます。それ

によりまして書記官の任用資格を定めておりますし、また書記官の研修制度も定められまして、研修所も設立されたわけでございますが、書記官が今後裁判所の職員としてどうあるべきかという点でございますが、従来の裁判所構成法時代の裁判所書記の時代とは、さらにこれを改めまして、そうして新しい書記官制度を作りたいというのが私も最高裁判所の懸案になつてゐるわけでございます。そこで、書記官補から書記官に昇任いたしますのにも、相当これは厳重な条件をつけてゐるわけでございまして、ただそのために、書記官補、これがなかなか書記官になれないということも現実の問題としていふまでもないでございますけれども、しかし、私もいたしましては、できるだけ多く研修の機会を作りたい、昇任の機会を得られるわけにしたいということを考えているわけでございます。昨年度あたりにおきまして、そういった意味合いにおきまして、和当期間書記官補の経験を積みまして者につきましては、特別な研修策を講じているわけでございます。そういうやり方を今後も一そう工夫いたしまして、書記官補がそれだけの實力を持つて、それだけの学識を持つて、そして書記官に昇任されるような道を開いて参りたいというふうにかゝっているわけでございます。

○委員長(大川光三君) ちよつと速記をとめて下さい。

○委員長(大川光三君) 速記をとつて。

○辻武壽君 今度の定員法一部改正が

通れば、第一審が強化されるはずですが、いなかの方の判事は、近ごろ大都會の方に引張られて少なくなっている傾向があるように見受けられるのですけれども、これはどうですか。

○最高裁判所長官代理者(守田直君)

ただいまのお尋ねの件は、東京地方裁判所に職務代行として派遣されたことを御指摘のことと思います。これは東京地方裁判所に古い事件が相当ありまして、これを新しい刑事訴訟法の精神に基づきまして迅速な裁判をやつていくためには、どうしても古い事件を早く片づけた上でないと、それに取替は、一時、各地から合計五名ほどの裁判官に応援に来てもらったというような関係にあるわけでございます。これは本年度、本年度というものは、本年四月以降におきまして、判事の増員ができませんれば、それによりまして適正な配置をし、できるだけ早くその点を解決したいと考えております。

○辻武藏君

私は東京に限ったわけではないのですが、小都市からは中都市へ引張られちゃうし、中都市からは大都市の方に引張られていくという、これは犯罪数の関係からそういうふうになっているのだというふうなことも聞いておるのですが、この間、実は鳥取に行きまして、ちよつと寄つて聞いてみたのですが、家裁と地裁の所長を含めて、六人が定員である。三十四年度からは、七人の定員を六人にされたというのです。減らされたわけですか。しかも事件はふえてきているわけですか。それで、五年以上の判事補を、特例として、仕事の面で判事並みにやる。月給はそれだけもらっている

かという、よけいもらってない。判事補並みにしかもらってない。非常に事務は負担過重になって困っている。何とか手を打ってもらいたいというふうな希望もあったのですが、そうすると地方の方は、定員法で幾らか、判事五十人増加するけれども、このやり方によつては、かえつて地方都市は弱体化しているわけですか。第一審は強化されてないわけですか。そういう面について考えておられるかどうか。

○最高裁判所長官代理者(内藤頼博君)

最高裁判所では、法律に定められた配置をするという規定を作っております。その配置の基準であります。これは過去二年間に裁判所が受け付けた事件数、これが基礎になっております。過去二年間に受け付けた事件数を按じまして、そのほか多少の要素は加わりますけれども、裁判官を按分いたしまして、配置数をきめるわけでございますが、実はことは、その改める年になっておりますので、ただいま御指摘のような地方につきましては、今度新しい事件数に應じて、適正な配置が行なわれるかと存じます。これは全く全国裁判所の数に応じてのことでございますので、どこもかしこも、ふえるような場合には、必ずしもふえたからそれだけの割合でふえるというわけには参りませんけれども、最高裁判所といたしましては、事件数に応じて配置定員の方は適正を期しているわけですか。

○辻武藏君

定員をふやすということ、非常に私は今の裁判所としては当然だと思ひますけれども、そういう配置のやり方がまづいと、全体としてか

えつて第一審強化にならない。特に地方の中小都市からどんどん引っこ抜いて、大都市へ持つてきてしまふというふうなことは考えものである、そうすると、裁判官が少なくなつて、弁護士も裁判官も検事も全部顔なじみであつて、お互いに馴れ馴れしい、ほんとうのことを言い切れなくて、遠慮合つて、それでそのために裁判官が何代もかわつて裁判が片づかないし、裁判が遅延しているというところはそういうところを響いているのです。そういう点を考えて、よく配置をしてもいいかと思ひます。

○最高裁判所長官代理者(内藤頼博君)

そういう点につきましては十分留意をいたしまして配置をいたしたいと思ひます。

○委員長(大川光三君) ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(大川光三君) 速記を始め

別に御発言もなければ、これにて質疑は尽きたものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(大川光三君) 御異議ないと認めます。

これより討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べを願ひます。

○千葉信君

私は、この裁判官の報酬並びに検察官の俸給の改定に関する法律案について反対の意見を表明いたします。特に裁判官の報酬の改定の問題については、この委員会の質疑の中にもありましたが、本来裁判官の報酬は

その出発の最初において憲法の精神を尊重し、特に裁判官の優位性を認めるという立場から、他の公務員に比してのおおむね四割程度の高率をもつて報酬が制定せられたことは、すでにこの委員会の質疑にも明らかでございまして、それが今日の段階におきましては、最高裁等の提出する資料の不備の關係で、今日の状態は必ずしもつまびらかにありませんけれども、しかし、法務大臣の答弁並びに最高裁の答弁に徴しても、今日の段階においては、その報酬額の決定等において著しくその優位性が減殺せられ、もしくはまた概数として考えられるところで、は、たとえば事務次官に對し、判事諸君の今日の報酬額は約二千円以上の低位であるという状態ですらあるのであります。これに對して政府の答弁は、たとえ総理大臣の俸給額の關係等が理由となり、ないしはまた改定のこと、なかなかこの条件を確立することができなかったというふうな立場から今日の状態が招来されたと弁明しておりますが、私は特別職の職員の給与の關係についてはもちろん、一般職の職員の給与の改定ないしは人事院の勧告等を基因として、これに準ずる方策がとられることについては異議がないけれども、おのずから問題は別個の立場からやはり原則的な裁判官の優位性というものが確立される努力を払うべきだと考えるのであります。その点に對しての努力が十分でなかつたこと、また国会におけるこの問題の扱いについても、所期の成果を期待することができないという状態のまま、今日再び同様な劣悪な条件のもとに裁判官の優位性が事実上減却されようとしておる

状態にあるのであります。私も、この条件だけから言つても、この法案にはとうてい賛成することができない。従つてわれわれとしては、あくまでも国会としてもこの問題をもつと合理的な形で、しかも憲法の精神を尊重して裁判官優位の体制を確立するために、将来この問題について努力をしなればならないという責務をはっきり痛感しつつ、この法律案に反対する次第であります。

○井川伊平君

私は自由民主党を代表して、裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案並びに検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案につき、賛成の意見を申し上げます。

右の二法案は、今回行なわれようとしております一般政府職員の中級職員の給与の改善並びに一般職員俸給表の月額端数切り上げの措置に對照して、裁判官檢察官の報酬、俸給を改正しようとするものであります。けだし適切かつ当然な改正措置と考えられますので、両法案に對し、いずれも賛成いたす次第であります。

○委員長(大川光三君) 他に御意見もなければ、これにて討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(大川光三君) 御異議ないと認めます。

これより採決に入ります。裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案、檢察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案、以上二件を一括して問題に供します。ただいまの二件を原案通り可決する

ことに賛成の方の拳手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(大川光三君) 拳手多数でございます。よって裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案外一件は、原案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお、諸般の手續等につきまして、先例により、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(大川光三君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○千葉信君 議事進行について。

そこまでは、ただいまの委員長のお話にありました通りで私は異議ありませんが、この法律案の本案議上程という問題については、昨日の委員会の懇談会におきまして私からも見解を表明し、委員長においてもその考慮をする旨の御意見がございましたが、本会議の上程の時期については、この法律案と同種の法律案が現在衆参両院において審議中でございますので、その法律案の動向等を考えることなしに国会としてこの法律案の議決を終わるということとは不謹慎のそしりを免れないと考えられますので、その点については委員長において善処されることをはつきりと私は覚を代表して希望します。

○委員長(大川光三君) ただいまの千葉委員の御希望につきましては、その御希望のあった旨を適當の機会に委員長より伝えることにいたします。

○委員長(大川光三君) 次に、裁判所職員定員法の一部を改正する法律案を議題に供します。

御質疑のある方は御発言を願います。——他に御発言もなければ、これにて質疑は尽きたものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(大川光三君) 御異議ないと認めます。

これより討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べを願います。

○千葉信君 私は、この法律案に反対を表明いたします。

反対する理由の一つは、本来定員法なるものは、その行政機関もしくは国会の場合では最高裁の機関内における職員定員を明確に規定し、それによつてはしきりなる職員の採用等を防止するという一方、同時にその定数の内職員の確保については、少なくとも定員法の精神に基づいて当該機関が積極的に努力をしなければならぬ条件を持つものだという判断の上に立ちますと、現在の最高裁判所内におけるたとえれば判事にしても、非常にその他の職員にいたしましても、非常にその欠員数が偏在するという状況がおりたしく見られるところであり、今日この裁判業務の遅滞という問題もここに大きな原因があると私は判断しております。従つて、そういう定員法の定数確保という問題について、いろいろな問題はありましようけれども、結果として今日の最高裁のとつてきた態度の中には、私は少なくとも不満を表明せざるを得ないという条件を發見せざるを得ません。

反対する第二の理由は、この定員法が、この際は最高裁における職員の定数を規定し、その規定に基づいて職員が裁判関係の業務を処理するという建前に立つて、その職員に対する俸給ないしは手当、報酬等の支払いについては国民は税金の負担をしているという意味において、国民に対してこの定員法の定数ははつきり守られなければならないという条件のもとにあると私は考えております。そういう観点から言いますと、現在及び三十五年度におきましても、特別にこの定員に基づく定数以外の職員を採用する予算を計上し、そして特殊勤務職員であるとか、ないしはその他の臨時職員という名目で少なくとも三百名以上の職員が今日存在し、また三十五年度も同様な措置がとられようとしておりますが、問題は、これらの職員の待遇なるものが、この定員法に基づくものではないという関係で、不当に不利益をこうむっている、しかも身分上も不安定な状態に常にさらされているという状態は、法律の裏をくぐった脱法行為を行なっていると言つても私は過言でないという立場から、これらの職員に対して、定数の内職員として処理をするという措置が今回の定員法改正にあたつても本来とらるべき筋合いであるにもかかわらず、依然としてかくのごとき不合理が継続されようとしている。今回のこの定員法の定数については、私は理解できない、そういう立場から、私は第二の理由としてこの法律案に反対を表明いたします。

○井川伊平君 私は自由民主党を代表して、裁判所職員定員法の一部を改正する法律案につき賛成の意見を述べます。本改正法案は、第一審裁判所、特に事件の輻湊を来たしている地方裁判所における事件の適正迅速なる処理をはかるため、判事の定員を五十名増加し、その反面、裁判官の事件負担並びに欠員の状況等を勘案して簡易裁判所に判事の定員を三十名減員し、一方、家庭裁判所調査官の事務量の増大と裁判所の各般の機構整備に伴う用員増の必要性にかんがみ、家庭裁判所調査官等裁判官以外の職員の定員を増加しようとするものでありまして、これらの措置は、いずれも裁判所機構全体の充実と事務能率の増進に資する適切なものであると思量されますので、賛成する次第であります。

○委員長(大川光三君) 他に御意見もなければ、これにて討論は終結したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(大川光三君) 御異議ないと認めます。

これより採決に入ります。裁判所職員定員法の一部を改正する法律案を問題に供します。本案を原案通り可決することに賛成の方の拳手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(大川光三君) 拳手多数でございます。よって本案は、原案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお、諸般の手續につきまして、先例により、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(大川光三君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

○千葉信君 議事進行について。この問題も先ほどの報酬に関する法律案の問題と同様に、これも現在国会において審議中の案件であり、しかも従来の

経験に徴しますと、たとえば定員法の改正にあたつて、過去二回の経緯は、いずれも国会において修正を行ないましたが、この修正にあたつて、その内容が問題となる常勤労働者ないし非常勤職員の定員化の修正でございます。従つて、最高裁の定員について、この常勤労働者等の定員化の問題について、最高裁関係の法律案が先行しました関係上、あとで定員増の修正が行なわれたそのときに不利益をこうむつた経験がございます。従つてそういう経緯から見ましても、この法律案の本会議上程という問題については、慎重を期さなければならぬと思ひますので、さきの二法案と同様の取り扱いを委員長に強く希望いたします。

○委員長(大川光三君) ただいま千葉委員より御要望の御趣旨につきまして、裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案外一件同様、適當な機会に委員長よりその旨を伝えることにいたします。

○委員長(大川光三君) 次に檢察及び裁判の運営等に関する調査の一環として調査を進めたいと存じます。去る三月十八日及び二十二日の二度にわたつて、山形県鶴岡市において保健所がホテルの従業員に対し検便を行なつた際、人権じゅうりんの疑いを生じた事件については、新聞紙上においても報道されましたが、これについて、まず政府当局より概要の御説明を願いたいと存じます。

○政府委員(尾村修久君) 御説明申し上げます。去る三月二十六日付の日刑紙に出ました山形県での検便の問題で

でございますが、その概要を御説明申し上げます。

事件といたしましては、三月二十五日から高松宮殿下が山形県に御来県になるといふことで、そのお泊りになる湯野温泉の亀屋ホテル、肘骨温泉の村井旅館、酒田市の菊水ホテル、この三方所が宿泊予定でございますので、その旅館の従業員、赤痢菌の保菌検査を行なった際に起きた事件でございます。そのうち亀屋ホテルで起きた事件が新聞に報道されておる事件であります。これは三月十六日と、十九日と、二十二日の三回にわたりました、亀屋ホテルの主人、家族並びに従業員を合せて三十三名の保菌検査を、同一人につきましては二回にわたって実施したものでございます。実施方法は、直接採便法というによりまして、この実施の前にあらかじめ該当の全員の方に集合をしてもらいまして、保健所からこの健康診断に対する協力を求めまして、必要性を説明して、一応その集合体といたしましては納得をされたという認識に立ちまして、客室を検便室に充てまして、一名ずつ実施したものでございます。その検便の際の採便者は保健婦が行なったのでありますが、その際、部屋には一般の男子はもちろん同席させない建前であったのでございますが、一人々々採便して直ちに培養器に植える必要上、患者の方を見ないようにはいたしまして、保健所の培養の専門の技術員、これは男子でございます、これが壁側の方に机を置きまして、受け取っては直ちに培養器にそのまま植えつける、こういう作業をしたわけでございます。その際の姿勢が、第一回目ときには前かがみ

で、うしろから取るということであつたのでございますが、これは非常に不適当であるという事で、二回目以後は横臥させまして毛布をかけまして、その下で一人々々取る、こういうことを二回目以後はやつたよしてございまして。この際、強制的にやつたかどうかという事が第一に人権問題として問題でございます。集団的に納得はさせましたものの、やはりこれを法に基づくとしようという形ではいふゆる強制するということがどうかという事を調査いたしました。これはあくまで従来やつております赤痢の検査の場合の検便法の一環といたしまして勧奨をする、おすめしめて納得を受けてやる、こういうことであつたよしてございまして、これを強制下に今回の検査を実施するとうようなことは、最初から意思がなかったさうでございます。が、全員が受けたことは間違いない、こういうことでございまして。なおその際、ただいま申し上げましたように、第一回目の姿勢のとり方等は、これは確かに不適当であるという事は、われわれも調査の結果認めたわけでございます。

それから、いま一つの問題は、従いまして宮様のおいでになるといふことのために取り立てて普段やらないことをやつたかどうかということが、やはり広い意味の人権と関連で問題でございます。われわれといたしましては、公衆衛生の立場では、特に山形県は全日本第二位の赤痢多発県であります、全日本平均のちょうど倍、例年倍であります。隣県の同じ人口である秋田県の約二倍、毎年約二千名をこす、他の県は約一千名程度。そういう形で特に赤痢

の多発しておる県につきましては、極力赤痢の防止のために患者の発見あるいは保菌者の検査は、これは大いに熱心をやつてもらうということは非常にけっこうでございます。昨年、私もこの方から全国的に赤痢が非常に増加しつつある状況にかんがみまして、ことに飲食を扱う従業者の保菌者の発見ということとは強調いたしておりますが、しかしやり方といたしまして、特にたまに何か事あるときにやるというのでは、ほとんど目的を達しませんので、一般的に観光地等におきましては、集団が多数あるときには特に念を入れてやる。といいますのは、地元の利用者よりも、全国に広がりますと、あとの方の始末が非常に都合が悪い、蔓延の度が非常に危険でございますので、概して観光地については全国的に保菌者の検査を励行するという事は、われわれの方も指導いたします。各県ともにそういう建前でやつております。県の当事者の意見を聞きますと、山形県が従来かように多発しておりますけれども、他県以上に赤痢の対策につきましても、県民あるいは関係者の意欲が他より

はるかに強くないと、なかなか防遏できないのであります。そういう状況になつたのであります。ちょうど観光シーズンに当たつたこと、まあ利用したという形で、まことに遺憾でありますけれども、これをきつかけにいたしまして、こういうような旅館ないしは飲食業者の本年度の観光シーズンを迎えるの保菌者検査の皮切りをします。たゞその手段方法におきまして、目的を達するためにかかる採便の仕方等の必要なく、また場所につきまして、その結果の中間報告を受けておるにすぎないのであります。中間報告によりまして、今公衆衛生局長からお述べになりました事実と大体同じであります。ただ、私の方が報告を受けておりませんのは、この女子の採便をいたしました場合に、男子の保健所職員がその部屋におつた、ただそれが女子の方を見ないようにというふうな注意を払つたかどうか、この点まだ報告は受けておりません。私の方の報告では、採便にあつた男子職員が立ち会つた、手伝いをしたと、こういうふうな報告を受けております。この点が少し違ふようであります。その他については大体同様であります。

○委員長(大川光三君) では御質疑のある方は御発言を願います。

○高田なほ子君 亀屋ホテルの従業員三十六人を四つんばいにして検便した事件、この事件は、私どもの党では非常に重要視をいたしております。現に国会対策委員会から調査員が派遣をせられまして、昨日帰つてくる予定であります。が、まだ着いておりませんので、その実態をもとにしてこれを御質問することに少し欠ける点があるかもしれませんが、今、人権擁護局長あるいはまた公衆衛生局長の御説明、並びに三月二十六日の朝日新聞が取り上げました記事の内容等から御質問をいたしたいと思つております。

私どもは、最近になくこの記事を非常に不愉快なものに感ずるわけであります。天皇の地位というものの、あるいはまた皇族の地位というものの、この地位は戦前の地位とは全く違つて、憲法に基づく人間天皇としての地位であり、また皇族も同様にそうした地位を

と実際に違つた指示がなされたのであります。私どもの方は、これによつて一応この人権上の問題は解決したと考へまして、この事案を全国的な問題として厚生省その他には別に通告その他の措置はとっておりません。

○高田なほ子君 厚生省には何もその通告をしなかつたということでありま

すが、なぜそのときに通告なさらなかったのですか。今度も何もなさらないつもりですか。

○国務大臣(井野碩哉君) そのときのことは、私もおりませんから、その措置については知りませんが、今度のことは、私としては相当この問題が重大なる問題と考えまして、もしもそういうことがあれば、あるいは衛生部長の扱い方が悪かったか、県のその他の扱いが悪かったか、その点について十分調べまして、適切な措置をとりたいと、こう考えております。

○高田なほ子君 衛生局長に今度は尋ねますけれども、この探便の方法というのは、直接探便をするというのとは、ういう法律に基づくんですか。私はあなたの方の役所のこの「防疫必携」というもの、これは防疫課から出しているものであります。それからこれは「防疫必携」の「第二編」です。それから伝染病予防法というものをいろいろ研究してみましたが、直接探便しなればならぬというように、どこにも見えていない。そういうことがたの方の役所では、今の時代では、直接探便を人のおしりをまわってやるというふうなことをしなくても、もっと科学的な、合理的な方法があるんだということを言っておられる。これは私照会をして聞いた。それなのにあなた御答弁では、探便のことについては直接探便と間接探便と両方ございまして、こういうふうな、それがあっても当然であるかのように答弁しておられるわけですが、人のいやがるそういう方法を無理にするというのは、これは何の法律に基づくものですか。特に婦人の場合は横にして二回

目はやったというけれども、探便をするときには全部やはり毛布をまわっていやな目をしなければならぬでしよう。どうしてそういうことをやらなければならないか。山形の赤痢菌の問題について種々説明があったようでありますが、だからといって直接探便をしなければならぬという法的な根拠というものは、遺憾ながらどこにも発見することができなかった。これはどういうわけですか。

○政府委員(尾村律久君) ただいまの御意見のように、直接探便をしなければならぬという規定はございません。ただ、この伝染病予防法によりまして、予防上必要な処置をするというのが、伝染病予防法の十九条にあります。これはあくまで公衆衛生の立場で必要なことをやるわけでありまして、その手段方法で、今の入権と差しさわりのような、本人の納得を得ず、拒否するにかかわらず、からだに触れてどうするとういうような、法の規定はございません。従いまして、伝染病予防法に要——たとえばこういう飲食店の従業員等で、その地帯に伝染病がはやっておるとか、あるいは過去においてそこで患者があったとかいうような場合に検査をするとういことは、これは必要な場合がしばしばありまして、ことに知らずして多数の人間が集まりまして、提供されるものから危害を受けるとういうようなことの防止のために、必要な職権並びに必要な環境の条件が、たとえば、この検査は求め得られる、ことういうふうになつております。従いまして、検査の場合には、目的が達せられるならば、殺菌してある器を渡しまして、極力本人からその中に入れても

らいまして集めていく。これがもう一番常識的でもあり、それで十分目的を達する場合が大部分でございまして。ただ例外といたしまして、たとえば下痢患者の場合、これがまた、しばしば自分赤痢じゃないかという非常な恐怖感を、杞憂をいだきまして、しばしばこの便の提出に応じない場合がございまして。それよりも、実際問題として、これが間接探便であります。実際に取りにくいのであります。ことういうような場合。それから往々にして年配者にあるのでございまして、便秘しております。もう十日も出ない。これからの見込みがないとういうような場合等がございまして、この場合には、ちやうど医師が患者の診断をするごとく、ちやうど相手の——まあやむを得ないからどうしようもおしりを取らにやいかぬとういうような、納得づくといえますか、依頼関係によりまして、初めてこの間接探便にかわつてやる。これがもう建前で、われわれもさうに指導しております。従いまして、間接探便がどうしても目的を達しない場合には、何でもかんでもおしりに検便棒を突っ込むとか、ああいうようなことは、これは不適当である。そういうような場合でも、一人々々便所の外で取り方を教へまして、本人が中で取つて、それで外でそれを受け取る、まあことういうような形をとるのが、この直接探便の中でも至当なやり方でございまして、大体それで全国的には必要な検査は施行されております。私ども、さういふ意味でこれは指導しております。従いまして、この探便方法の中で、本人の意思に反しましてからだに触れるとういことは、

もう決してこれは法律の裏づけもございませぬし、そうして積極的にからだに触れていいとういことはございませぬ。今のようない、一般的な医師の診断行為と同様な扱いの中でやう以外にはないと思つております。さういふ意味で、今後も検査は全国的にはますます盛んにはしなさいいけない。非常に保菌者が——大抵日本全国で六十万と、今かなり確実な推定もございまして、これをものとしまして、今、年々赤痢の実際の発症者がふえていくわけがございまして、特にこの集団発生防止というためには、保菌者を早く発見いたしまして予防処置を講ずる、これは必要であらうと思つております。これは必方につきましては、むしろ協力を求める意味では、法律の根拠なしに、行政的な、あるいは威圧的方法で無言のうちにやるとういことは不適当でございまして、さういふことのないように、ことうう注意してやりたい、ことううことでございまして。

なとも一つ。今、入権問題と関連があるとういお話でございましてけれども、宮城だから、その場合に今度極端にやつたとういことが、他の場合でもあり得る。ことういうような不適当な検査方法が、一そう入権じゅうりんの印象を社会に植へつける。われわれもさういふ感じがいたしましたのでございまして。この点につきましては、決して宮城だからやつたことではなくて——この場合のみに公衆衛生に必要があるとういうような指導は、一切いたしておりません。また、さうであつてはならぬのであります。要するに、多数の旅行者が危険のある所へ行った場合には、もう宮様の御一行であらうが、あるいは東京から行く修学

旅行であらうが、これはもう危険の防止は同じことでございまして、さういふ意味で適切な予防処置を講ずる、こう存じておりまして、特別にこれを扱うとうい指導はいたさぬつもりでございまして。今後十分注意させます。

それから、なほ昨朝来、山形県も入れました。全府県の予防課長会議を招集いたしておりました。昨日も、かような公衆の福祉の保持と、衛生を通じての人権じゅうりんとするとういこととは、これはもう全く意味のないことであつて、むしろ公衆衛生は協力してもらつて、両方が一緒に認識してやつていかなきゃいかぬとういことは、十分に昨日も訓示もいたし、指導いたした次第でございまして。今後ことううことは二度と起らない、こう信じております。

○高田なほ子君 今後はことういことは二度と起らないとういうような確信をお持ちになつていらつしやるようでありまして、宮城だからことういとういうような、私どもの憶測だけで質問しているわけじゃない。これは厚生省の防疫課から防疫必携とういことでお出しになつてゐるものですね。この中には、第五篇の中に、「行幸時防疫実施要領」というものが掲げてある。これは天皇の行幸時でありまして、多分皇族もこれに準じて、ことういことを今もおやりになつてゐるのだらうと思ふのですが、これを見ると、まあ大へんなことでございまして、まあ実際にこれを読んで、私も驚きました。ほんとうに、こんなにまでしななければならぬかと思ふほどの——たとえば料理の場合でも、まなひたは何枚も用意して、それで、一べん使つたらかわりば

んこにそのまないたを使うとか、あるいは消毒したふきんも、一べん使ったふきんはもう絶対それを使っちゃいかぬとか、こうした場合には手を洗うとか、また魚をいじった場合には手を洗って、手を洗ってからでなければ、またお皿をさわっちゃいけないとか、実にこれを見るとノイローゼになるようなことが書いてある。今ときこういうものを行幸啓の防疫実施要領というようなことで、各保健所はこれを金科玉条のようにして考えているから、こういう問題が起ってくるのじゃないでしょうか。これは一体どういふふうに消化しておるものでしょうか。これと、それから今度の問題と、どういふ関係があるのか。保健所はこれをどういふふうにしておるのか、あなたの方はどういふ指導をこれについてしているのか、こういう点を一つ、ずっと詳しくお話しいただきたい。

○政府委員(尾村偉久君) この厚生省の防疫課で編さんいたしました発行されておる書類——書物として発行されておる「防疫必携」でございますが、これは今からちょうど五年前に、各防疫に従事する者の一つの参考資料といたしまして、本省の防疫の技術者がそれぞれ予防衛生研究所その他の専門家の参加を得まして編さんしたものを書店から一種の参考書として発行しておるものでございます。この行幸啓の事項でございますけれども、これは當時は天皇、皇后並びに皇太子殿下と、この三方に対してのやり方として、当時編さんしたそつでございまして、ちょうど当時私はおりませんでしたので、当時の者から聞いてみますと、さようなことでございまして、しかもこれは通達そ

の他で出したものではございませんで、一般書店が防疫官の参考書として有償で発行しておる、こういう書類でございまして、本省からかような形でせひやれとか、行政的な指示権に基づいてやつたものでも何でもないわけでございますが、しかし編者が本省の防疫課になつておりますもので、おそろく地方では、これを有効な参考としてやつておるかと思ひます。ただし、この行幸啓の問題につきましても、最近の医学の進歩、その後の抗生物質、あるいは予防薬等の発展から、かようなことは、必ずしも学問的にも時宜に適しないといふことで、一昨年来、もうかういふようなことは廃止して、一般的に、他から集団的に集まるところの一般防疫として、この中で当然やるべきことはやる、まあこういういふ形でこれを撤廃してしまつて、いわゆる集団に対する防疫措置という形でこれは非常に予防されておりますので、まあそういういふような形でこれを編さんしかえたらどうか、こういういふ意図で今進んでおるわけでありまして、従いまして、皇族の方あるいは皇族類の貴顕の方に、特別に今防疫必携にあるようなことで扱えといふようなことは、一切厚生省でも指導いたしてきておりませんし、またその必要もなく、あくまで従来の多数の旅行者といたしまして、これはもう当然危険のないように防疫措置をやる。公衆衛生的に見れば、修学旅行と同様である。だれがかつておいかぬ、まあさようなふうに存じております。従ひまして、これは最近では再版をいたしておりませんが、もう当然この部分は削除する。その他にも、最近の學術に合ふ部分が、こ

の五年間の進歩で、方々へ出て参りましたので、これを今編さんしかえるように努力中でございます。従つて、將來にこれが影響するといふことはいたさぬように、かように存じております。

○高田なほ子君 そうすると、問題は、これはもう廃止になつた。そしてまた新しくこれと内容の若干違ふものをまたお出しになるわけですね。これは確かに廃止しなければならぬいふことがあります。カン詰めでもつけないもので、できる限り火を通して差し上げるのと、外科手術のときと同じように、手を洗つて料理をするのと、差し上げる新聞はアイロンをかけて差し上げるとか、こんなばかばかしいことは、これはもう噴飯ものですよ。こんなものを天皇陛下がごらんになつたら、科学者の天皇だから卒倒なさるぐらいだらうと私は思います、こんなばかばかしいことは。またこれに基づいて、これと若干違ふようなもので、特定のこういういふ方法にたよるといふようなことがまたありますと、やっぱり封建的なところであればあるほど、宮様がおいでになるから、そつがあつちやいけないからといういふようなことで、四つんばいといういふようなことが起つてくるわけですね。ですから、これは廃刊になるのだから、今後特定なものについて、こういう特定な定めをしたものを、たとえ本屋さんとはいひながら、厚生省防疫課が、「防疫必携」なんといういふことで、これをなるといふ見せるようなしかけにすといふことはよくありません。また、天皇、皇后両陛下に対するエチケットは当然必要だと思ひし、公衆衛生も当然必要ですが、何も天皇、皇后だからそういうことをしちやいけないという気持はありません。皇族だからそういうことをしてはいけないといふんじやありませんが、あまりにも度が過ぎておる。そのことのために主権者である人民が、民主国家としてふさわしくないことまでも平気でやられるといふことになるわけでありまして、こういふことは避けるべきであります。私はそういう意見を持ちます。それから探便は、これは特定の場合を除くほかは避けるべきだと私は思います。先ほど下痢とか便秘をした場合に云々といふことがございましてけれども、これはもうそういう異常の場合にそういうことをされるので、こういうことは申し上げにくい話でありますけれども、どうも検便々々と言つてゐるけれども、これは検便でもしたんじやないかといふような、そういういふ春間うわさを私は聞くことを悲しむ。これは宮殿にとつても非常に迷惑な話だし、また当局としても、そういう疑いかけられるようなことは、大へん気の毒だと思ひし、今後婦人に対する直接検便の方法というものについては、これは直接こういうことはなさらないようにしてもらいたい。飲食店、旅館業者、これらの方はシーズン期に年に二回適當な方法でもって検便なされていくことを承知してゐるし、私もそうあるべきだと思ひます。しかし、その方法については、特に婦人に対するこのやうな直接の検便をやる方法は絶無にしてみもらいたい。これはできません。

○政府委員(尾村偉久君) 第一段の問題であります行幸啓の特別事項を撤廃するといふことは、私御説明申し上げたのはそのつもりでございます。むしろ入念に、そういう特定の方でなく、集団に飲食を供するといふような場合の、またそういう場所の従業員等の取り扱ひについては欠けておりますので、さようなものがむしろ必要であつたといふことでございまして、決してこの行幸啓なり、あるいは宮様方に対する特別扱いといふものを、これに基礎を置いてまた別なものを、出さうといふ意味ではないのでございまして。この点、私のしゃべり方が悪かつたら改めますが、これはあくまで一般の公衆衛生上の必要といふ形で進むべきであつて、特定の對象によつて技術、方法が學問的に違つたことがあるはずがないのでございまして、その点は改めよう、こういうことでございまして。それから直接探便は、婦人に関する限りは全部やめろ、これは男子はいいいいふようなことに適に言えるわけでございますけれども、これは先ほども御説明いたしましたように、十分保菌検査の目的を達することさえできれば、間接探便に越したことはないものであります。これは当然従来原則にしておりますが、今後原則にする。ただし、それでは非常に成績が出ない。むしろ雑菌等が入る、あるいはひからびたものを持つてくる。なお、一番最近頻發しておりますのは、実はこういうやうな飲食店等で、少しでも腹工合の悪い人が、他の人の便を分けてもらつて出すという例が非常に多い。このために、むしろもらつた方の便に菌が発見されまして、巻き添えて、やつた方の者ともらつた方の者が一緒に、その

保衛状態がなくなるまで就業禁止という問題が起つて、遊に問題を起した例が幾つかあるものであります。さういふ意味で、目的を達しない場合には、あくまでよく本人に説明いたしまして、最後には、それじゃ直接検便、これは他人がやらないという探便方法でございます。先ほど言いましたように、真にやむを得ない場合に、便所へ行って自分でとる、これが直接探便。さういふ方法から順序を立てまして、先ほど申しました探便方法として四つんばいというような、だれが考えてもおかしいようなことは避け、しかも女子の場合に、男子が同室にいる、あるいは場所も非常に不愉快な場所というようなことは避けまして、当然医師に体を見るような形の場合には、これは例外としては、特別の場合に、やむを得ず本人の納得を得てやる場合もあるかと思ひます。原則としては今のうちに、納得のいく方法で、菌発見の目的を達すればいいのでありますから、さういふ方法でいきなりと、こう存じております。

○高田なほ子君 とにかく地方の末端に徹底するように、今のあなたの御答弁が十分徹底して、こういうことが二度と起らないように気をつけていただきたい。私は山形県という所はちよつとおかしい所じゃないかと思ひます。あそこは衛生思想はどうか私はわかりませんが、どうも上ノ山温泉、あそこは荒春婦が一ぱいおつて、それに子供が公衆浴場で集団的にりん病に冒された事件がありまして、これも大問題になったことがあるんですが、どうも公衆衛生という面については、どつちかといへば開けない所の方が問題が多いようでありまして、その点よく注意をしていただくこと。それら念のため伺っておきますが、これは宮内庁からこの前お借りしてきただんですが、昭和三十三年三月三十一日付で、天皇、皇后両陛下が神奈川県の葉山へおでましになって、大島に旅行をなされることが出ております。小涌園という所に二泊なさるようになつておるわけですが、この場合もやはり二週間なら二週間という日時を置いて、これは目的によつて違ふでしょうが、赤痢であつたら二週間、コレラであつたら幾ら、日本脳炎であつたら何週間という期限があるでしょう。やはりさういふような期間を置いて、前に検便をしたり、それから健康診断をしたりということをやめるわけですか。その場合の健康診断の方法というのは、法律のどういふところに規定されておりますか。

○政府委員(尾村健久君) 今回の大島への行幸啓につきましては、特別に私の方では指示も与えておりませんし、また特別な措置を講ずるということも現在考えておらぬ。ただし、これは現在あくまで東京都下といつたしまして、都にさういふふうな、よそから多数の、ことに天皇、皇后両陛下がおいでになつたというところに基つきまして、現在大島にどういふふうな赤痢なりあるいは集団中毒が発生してゐる、あるいは最近において、一般的にこれら関係従業者の定期的健康診断——これはそれぞれ結核については結核予防法、それぞれ各種の営業の立法の中に、水道従業者については水道法によりまして、ある程度定期的健康診断という形で規定されておりますが、それらがすでに勵行されておるかどうかなに基づきまして、健康診断とかあるいは検便の計画をいろいろ立てるわけでございますが、その場合にも、いづれにいたしまして、も、直ちに直接検便でなければならぬ、全部いかぬとか、さういふようなことは一切今までも東京都は考えておらぬようでございます。また、われわれの方も昨日指示したわけでございますが、あくまで合理的に目的を達する、集団の旅行者等に対する立場で、常識的な方法で目的を達する、さういふことにならうかと存じます。

○高田なほ子君 これは将来の問題になると思ひますが、結核予防法では健康診断の方法が具体的に法文の中に出てきております。しかし、伝染病予防法の場合にも第十九条を適用するといつても、健康診断、第十九条の一項の健康診断の方法といふものについては、必ずしも明記されてない。従つて、健康診断といふのは、観光客に対する、いわゆる公衆衛生の見地から一つありましようけれども、従業員そのものの健康を保持するという意味と、二つ兼ねなければならぬ。ですから、従来シーズンをはらつての健康診断はもろもろ必要かもしれないが、何か合理的な伝染病予防に関する健康診断の具体的な方法なんかも、もう少し親切に指示される御用意があることを私は望みますけれども、この点はどうでしよう。

○政府委員(尾村健久君) 確かに結核等、ほかの特殊な疾病に対する法律においては、かなり詳細に省令等で規定してあるのが多数あります。これによりまして技術的にも適当に行なわれ、それから本人自身も早く発見されて、自分も早く利益を得ると、さういふ方法でございますが、伝染病につきましては、若干趣が異なりますが、周辺に相当集団発生をしてゐる、たとえばこの間の宮城県の場合、この場合には検病戸口調査といひまして、この場合には、あくまで第一に本人の知らずして症状が起つてゐることを認めるという意味では、これは臨床検査までやるようになつております。おなかにまでさわつてみるような方法も講じております。一番中心は、やはり菌の検査でございます。菌の検査といふことは一言にいへるのでございすが、今お話のように、菌を検査する方法がいろいろあると思ひます。適切な方法といふのが、詳細を要すると思ひますが、これは省令等で規定する方法もございすが、さういふような検便のやり方をさういふ事情に依つてやるのは、相当改変を要することもございしますので、通牒ないしは「防疫必携」も少し欠けてゐるところがある。さういふのを今度盛り込む、さういふふうな不適當なものは、必要なものは大いに入る、さういふ形で、両面を進んでいきたい、さう存じます。

○高田なほ子君 最後に大臣にお尋ねやら要望やらしたい。最近非常に復古調になつています。復古調も悪いところはあるわけですが、天皇の地位といふものを特別に神がかりの方向に持つていこうとするような動きがあることを、私大へんに遺憾に思つておられます。実は一昨日来検察庁に天皇の警衛の状況について詳しく報告書の提出を求めて、その資料が参つたのであります。なかなかもつて容易ならざる警衛の仕方であり、また、できるならば、できるだけ国民とともに歩むといふような、さういふ形の方角にいくべきで、国民とのかきを作るような方法は、これを方向として避けるべきではないか、職前から比べれば大へん楽にはなりませんが、さういふ、さういふ最近さびしさが少しくなつてきてゐると思ひます。さういふふうな流れが、たまたま高松宮の単にスキーの旅行ぐらいのことと、人を四つんばいにするといふような問題も起りかねない。これは非常に私は危険なことだと思ひます。天皇、皇后、皇族に対する警備の方針等について、最も民主的に、模範的に私はやつていただきたいといふことを強く要望するのと同時に、大臣にこの点をお尋ねしたいのです。特にさういふ自治庁のおいでにならなくて非常に私残念に思ふのですが、最近自治庁の傾向が非常に悪い。まあこれは法務大臣が閣内でも少しさういふことをおっしゃつていただくと、質問ではなく、お知らせだけしておきますけれども、浩宮様の誕生に伴う行事について、各都道府県に指示する内容などは、これはもう噴飯ものです。さういふことは自治庁が参りませんから、これはいけませんけれども、実にばかばかしい限りです。さういふことは多分宮内庁あたりでもこれを知つたらばさういふ迷惑するのじゃないかと思ひますが、どうか大臣は閣僚の一人として、復古調もある場合にはそれはさういふさういふ方が、民主主義に反するさういふ方向にいかないよう、特に皇族のあり方といふものについて、もう少し検討されてしかるべきだといふふうな考へる

わけです。最後に御意見を承っており
たい。

○国務大臣(井野碩義君) お説のよう
に、天皇の地位に關しましては、現在
の憲法におきまして、戦前と違つた観
念で規定されておりますし、また国民
から見ましたら、天皇は国民の父親と
いうようなお気持ちで国民も皆親し
みを持って臨んでおられるので、昔のよ
うな、いわゆる皇室的な気持は、今日
では国民も持つておりませんし、また
政府自体も天皇に対するいろいろなお
扱いにつきましては、昔のような扱い
をしておりないのが建前でございます
す。警備の点につきましては、公安委
員長の方の問題でございますので、私
の方としてはお答えすることございま
せんけれども、おそらく昔のような警
備をしてはいないと思ひますし、ただ
天皇が国民の親しみの的であるとい
うことから、その身辺に對してできる
だけ安全をはかりたいという趣旨から
警備態勢ができておると考えておりま
すので、今御質問のような氣持でわれ
われも臨んでおられるわけでありまし
て、皇室みずからもそういうお氣持で臨
んでおられることもよく承れておりま
すので、そういう方針で今後も進んで
参りたいと考えております。

○千葉信君 私どもの方では、今、高
田委員の質問しました今回の問題につ
いて、人権侵害事件という立場から今
調査団を派遣している、それがきよう
歸つて参ります。従いまして、私ども
の立場から調査をしました資料を持た
ないでの本日の質問ですから、従つ
て、これは地元の保健所等からの連絡
に基づいての公衆衛生局長の報告が土
台になって、それと新聞記事とが本件

審議の対象になると思ひます。私ども
としては、またあらためて人権擁護局
長のおいでを願つて、この問題究明を
する折があると思ひますが、この際
ですから、一つだけ公衆衛生局長に
伺つておきたいと思ひます。それは検便の
やり方自体にかなり問題があり、疑惑
を持たれるやり方をしている、直接検
便といひましても、四つんばいした
とか、あるいはそれが問題になるの
で、うつぶせにしたとか、いろいろあ
りますけれども、その検便の仕方自体
に疑惑を持たれることが一つある。そ
れからも一つは、これはあまりはつ
きり言いたくない問題ですが、従来の
地方においてになつての高松宮の動靜
について、かなり下ではさまざまに
認識を持つてゐる。そういう点から私
は一点お尋ねしておきたいことは、今
度の赤痢菌を検査するためにという
検便という御答弁ですが、検便はやら
なかつたかどうか、この点はききりお
答へ願ひたいと思ひます。

○政府委員(尾村傳久君) 検便という
ようなことは、一切これは、県の予防
課長も招致いたしまして聞いたのでご
ざいます。さうなことは全然毛頭
最初から意圖もございせんし、そう
いうような事項は全くない、こういう
ことでございます。便を保健婦が直接
肛門から採取する、これだけの、間違
いない事実でございます。従いまして
意圖ももちろん、担当者が違ひます
し、さうなことは絶対にない、かよう
なことでございます。

○赤松常子君 二、三ちよつと簡単に
お尋ねしたいのでございしますけれど
も、私きようこういう委員会、こう
いう問題を取り上げてお尋ねせんなら

ぬということば、ほんとうに私は恥ず
かしい氣持で一ぱいなんぞございま
すけれども、たまたま女中さんが怒つ
て、そして意見を言ひ出したから、わ
れわれの目に入つた、こういうので
して、もしもこれを泣き寝入りしてい
たら、こういうことが問題にもされな
かつたでしようと思つと、こういう
ことはまだまだたくさん行なわれてい
るような氣がしてならないわけだ。
そういうことをほんとうに恥ずかし
く、また当委員会がこういうことを取
り上げてやらなければならぬというこ
と自体、いろいろ原因もあると思つ
てございしますけれども、直接公衆衛生
局長及び法務大臣の所管のことから起
きたということにつきまして、これか
らどうぞこういうことのないように注
意していただきたいと思つたわけで
ございします。實際亀屋ホテルの問題の
きに、直接の指導者というのでし
ょうか、責任者はだれだつたんでし
ょうか。

○政府委員(尾村傳久君) これは保健
所長でございます。保健所が保健所管
内の伝染病予防法に基づきまして検便
をする、こういうことであります。

○赤松常子君 こういう場合には、あ
れですか、県の当局というものは、直
接指示するとか、あるいは命令を出す
というところでなく、保健所長の権限で
こういうことが処置されるのですか。

○政府委員(尾村傳久君) これは行事
の予定が県に参りますと、各行事につ
きましては県から流しまして、そうい
う予定を、またその際における結核と
か、あるいは伝染病についてこういう
注意をしなければいかぬとか、一般
なことは、これは当然県も流します

が、それを具体的に管内の預つておる
住民に對して、計画して実施するとい
うことは、これは保健所長のやり方に
まかしてあるのでございします。

○赤松常子君 それでは今度の場合
は、その保健所長が責任者であるわ
けですね。それでいろいろ指図してや
らせただけの責任者は、保健所長さん
ですか。

○政府委員(尾村傳久君) さうで
ございします。

○赤松常子君 いろいろ先ほどから
伺つてみまして、非常にその保健所長
さんに対する本省の指導といひまし
うか、あるいは県のそういう当局者と
申しましようか、ほんとうにこういう
場合、そういう場合といふふうな、い
ろいろなこまかい指導といふものが行
き届いていない。ですからこういうお
建性の強い所では、こういうことが難
なく――私むしろ深く勤めて言へば、
何か興味の氣持も少しまじつてゐる
のではないかと、実に不潔な、不
愉快な思ひを深くするわけでござい
ます。こういうことについて、保健所長
さんたちはどういう指導をしておいで
になるのか。ことに女中さんは、使わ
れる弱い立場です。そうして、今度は
宮様がおいでになるといふと、何か特
殊な、特權的な力をもつて圧力を加え
られやすい、相手は弱い女中さんで
す。その際に、保健所長さんたちが、
ほんとうに検便される側の氣持になつ
て、あたたく、そうして合理的に、
科学的にするという心がまえがむしろ
あつたような思ひがするのです。そ
ういふ場合、一体本省としてどうお考

えていらつしやいまいしょうか。

○政府委員(尾村傳久君) 確かに県な
り保健所のいろいろな行政ないしは
サービス事業のやり方につきましては、
私も非常な指導の義務がある。従来
が、これに對しましては、保健所の運
営指針といふものが出ておりまして、
いわゆる技術的な内容につきまして、
この技術行政が主なのでございします
から、主としてこれでこの方はやつて
おる。しかしながら、技術者である保
健所長に對する今言いましたような一
般良識的なこと、これはなかなか指導
で指導するといふ形ではむずかしい
いもありまして、若干おろそかであつ
た、かように氣づいておりまして、い
わゆる保健所管理といひますか、こ
れは病院につきましては、最近病院管
理学といふのが、本にまでなつてお
ります。ただ、治療行為等の技術のみ
ならず、職員の手配とか、あるいはお客
に對するサービスの心がまえといふよ
うな事務の學問の体系までできて参
りましたが、保健所のように、やはり住
民に接する場合には、保健所運営管理
の一般の良識に基づくものが非常に大
事でございます。この点が抜けてお
つたことをわれわれも認めておるので
ありまして、ただいまその方の保健所
の運営管理の指針を今作成中でござい
ます。やはりさういふような常識的な、
技術ではなくて、女子の立場に立つて
どう思ふか、良識の問題でございま
す。さういふ方への扱いをもつと指導強
化しなければならぬ、かように存じて
おります。

それから今お話のございました興味
的な因子が入つておつたのではない

か。女子の下半部を見るといふような、これはそういうことは絶対ないと見ております。またなかろうとわれわれは勝手に推測するのでございます。と申しますのは、これは保健所長も医師でございます、ことさらさような興味を、業務を通じて抱くような立場とはむしろ逆でございます。それから検便に立ち会った者は女子の保健婦でございます。ふだんから家庭訪問をして子供の洗腸とかそういうことをむしろ頼まれてサービスしておる連中でございますので、さような因子は全然ないと思惟しております。

○赤松常子君 さっきお話のように、非常に山形県は赤痢菌、そういう伝染病が多発する。で、将来こういう保健所の活躍というものを非常に盛んにしていかなければならぬ、そういう活動をこれからしていただかなければならぬ地方でございますから、特に今後、ただこういう場合のみならず、年寄りあるいは子供を扱うという場合に、十分これを最末端の保健所長さんから職員、保健婦さん方に非常にこのサービスの気持が徹底するようによくやってもらいたいと私は要望いたします。

それからもう一つちょっとお尋ねいたしますが、こういう場合に、宮内庁の方見えておりませんように、けれども、何か宮内庁も下検分するとか、これは宮さんあたりはそうでないにしても、陛下がおいでになるような場合には、必ず宮内庁の役人が先発いたしまして、いろいろ宿屋のこととか行幸道路のこととかを検分するわけでございますが、そういう場合に、こういう衛生方面のことを厚生省と連絡するとかして、何か共同動作をおとりになるようなことが、今もあるのですか。

○政府委員(尾村傳久君) 現在さようなことはいたしておりません全く普通にはいたしております。

それからもう一つ、今山形県の特に指導でございますが、御了解ないで呼び出しておるのでございますが、実は昨日から県の予防課長を会議に招集しております、ここにも列席させていただきます、実は先ほどの御意見も聞かせていただいておりますので、今後は先ほどの御意見は十分山形県でも励行されると、こう存じております。何とぞ御承知願います。

○赤松常子君 もう一つ。先ほど局長さんがおっしゃいましたが、検便する場合には本人の承諾を得てやっているとおっしゃっておりますけれども、この新聞では女中さんが憤慨したということからもわかるように、皆を集めて一場の話をして、それから始めているというように、非常にその点手ぬかりで不親切だという印象を受けるのでございまして、どうぞそういうからだにさわるような場合は特に気をつけていただくように、強く要望いたしておく次第でございます。

○委員長(大川光三君) 他に御発言もなければ、本件に関する本日の調査は、この程度にとどめたいと存じます。

以上をもって本日の審議は終了いたしました。
次回の委員会は四月五日午前十時開会いたします。
本日はこれをもって散会いたします。

午後五時二分散会